

## 決算特別委員会会議録

日時 令和4年11月17日（木） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 3時49分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 七穂  
副委員長 鷹野 一雄  
委員 皆川 巖 白壁 賢一 杉山 肇 渡辺 淳也  
清水喜美男 笠井 辰生 臼井 友基 桐原 正仁  
長澤 健 浅川 力三 宮本 秀憲 望月 勝  
山田 一功 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事 初鹿野 晋一  
総務部次長（人事課長事務取扱） 佐野 満 職員厚生課長 望月 明男 財政課長 高橋 直人  
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 鈴木 孝二 庁舎管理室長 今井 康善  
行政経営管理課長 小林 洋一 市町村課長 武井 紀人 情報政策課長 村上 宏之

観光文化部長 赤岡 重人 観光文化政策課長 樋田 洋樹 観光振興課長 矢野 久  
観光資源課長 丸山 孝 南アルプス観光振興室長 笠井 利昭 世界遺産富士山課長 和泉 正剛  
文化振興・文化財課長 柳沢 章司

県民生活部長 小林 厚 県民生活部次長 百瀬 友輝  
県民生活部次長（男女共同参画・共生社会推進統括官次長兼職） 深澤 恵子  
県民生活総務課長 望月 等 県民生活安全課長 北村 徹 交通政策課長 金子 哲也

男女共同参画・共生社会推進統括官 染谷 光一 男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ

警察本部長 伊藤 隆行 警務部長 梶原 田鶴 刑事部長 比留間 一弥  
警備部長 窪田 豊 交通部長 本田 誠一 生活安全部長 和田 弘記  
首席監察官 川口 守弘 警察学校長 小林 信一 総務室長 平井 親一  
交通部参事官 手塚 泰司 会計課長 清水 高博 生活安全部参事官 大森 勇人  
警務部参事官 今橋 敦 刑事部参事官 五味 雄二 警備部参事官 相模 稔

公営企業管理者 中澤 宏樹 企業局次長 瀧本 勝彦 総務課長 雨宮 学  
電気課長 功刀 稔永

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 井上 弘之  
感染症対策企画監 植村 武彦 感染症対策センター理事 草間 聖一  
新型コロナウイルス対策監 若月 衛 グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 村松 茂樹 健康長寿推進課長 小澤 理恵

国保援護課長 山下 清子 障害福祉課長 山本 英治 医務課長 菊島 利一  
 衛生薬務課長 小林 早苗 健康増進課長 宮澤 健一

子育て支援局長 小田切 三男 子育て政策課長 細田 尚子 子ども福祉課長 篠原 孝男

会計管理者 上野 良人 出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩

議題 認第1号 令和3年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
 認第2号 令和3年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部局審査と同様の対策を講じた上での開催とし、出席説明員については、密閉、密集、密接な状況を避ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査意見書に係る答弁を行う部局長等及び課室長のみとすること、また、委員会の出席に当たってはマスクを着用することとしているが、質疑者席での発言については、マスクの非着用も可とする旨、了承された。

次に、審査の順序は審査日程表に従い、総務部及び観光文化部関係、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官及び警察本部関係、企業局関係、感染症対策センター、福祉保健部、子育て支援局及び出納局関係の順に行うこととされた。

次に、認第1号議案について、午前10時05分から午前11時35分まで総務部及び観光文化部関係、休憩をはさみ、午後1時から午後1時30分まで県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官及び警察本部関係、休憩をはさみ、認第2号議案について、午後1時45分から午後1時59分まで企業局関係、休憩をはさみ、認第1号議案について、午後2時15分から午後3時49分まで感染症対策センター、福祉保健部、子育て支援局及び出納局関係の総括審査を行った。

質疑 総務部、観光文化部関係

（財政運営について）

皆川委員 歳入歳出決算審査意見書の2ページ、4ページ、26ページに基づき、財政運営について幾つかお伺いいたします。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続いた1年間でありました。当初予算では県税収入が落ち込むと見込まれておりましたが、感染症拡大防止と経済活動の両立を図るため、さまざまな施策が予算化され、実行に移されたと思います。

令和3年度一般会計の決算額は歳入歳出とも過去最大となっておりますが、新型コロナ対策が大きく影響しているのではないかと考えます。そこで新型コロナが令和3年度の財政運営に与えた影響について、まずお伺いしたいと思います。

高橋財政課長 まず、歳出面におきましては、新型コロナ対策関係の経費は約570億円で、全体の1割を占めている状況にあり、委員の御指摘のとおり主要な増要因と考えてございます。この財源につきましては、国からの交付金、補助金を最大限活用することとし、一般財源の負担を12億円と、可能な限り圧縮できたことから財政運営を大きく圧迫している状況にはございません。

また、税収につきましては、当初予算編成時は実質県税減と見込んでおりましたが、企業業績の回復により、前年度と比べ67億円増加している状況でございます。

なお、こうした実質県税あるいは実質交付税の増などにより、年度当初に想定をしていた財源対策のための145億円の基金取り崩しは回避できた状況でございます。

皆川委員 決算額が570億円程度と大変大きな数字だと思います。今の答弁の中で、県税収入が増加したとの話がありましたが、その要因は一体どこにあるのでしょうか。

高橋財政課長 税収増の主な要因は法人関係税の増で、企業業績の回復により法人関係二税が増加したことが主たる要因でございます。

皆川委員 主に製造業が円安によって伸びたということではないかと思いますが、そのほかはどうでしょうか。令和2年度には徴収猶予をやりましたよね。徴収猶予を令和3年度には撤廃したことが県税収入増加につながったのではないかと考えますが、いかがですか。

奈良税務課長 委員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス対策の一環として、令和2年度に徴収猶予の特例制度がございました。令和2年度に徴収猶予の特例の適用を受けた8億6,450万円のうち、7億3,671万円が令和3年度に繰り越され、そのうち7億215万円の徴収を行ったところでございます。徴収猶予の特例制度の猶予期間が終了して、適切に納付、または滞納整理された結果が今回の税収にも入っております。

皆川委員 やっぱりそれも影響したということですね。県税収入増加につながったと考えていいわけですね。わかりました。

次に、県税収入が増加することとあわせて、国の交付金が最大限に活用されたことで、コロナ禍で懸念した財政状況の悪化が回避されたのではないかと考えます。

一方で、歳入歳出決算審査意見書の4ページによりますと、県全体の県債残高は9,661億円と依然高い水準となっています。

そこで、県債残高の削減に向け、どのように取り組むのかお伺いします。

高橋財政課長 県債残高は、継続して削減を続けてきたことにより、近年減少傾向にございます。現在、総合計画において、県債等残高などから、後年度に地方交付税により措置される額を除いた実質的な県負担を伴う県債残高の抑制を図ることを目標に財政運営をしている状況でございます。令和3年度末の実質的な県負担を伴う県債等残高は4,969億円と、前年度から84億円減少している状況でございます。引き続き、必要な事業量を確保しながら、こうした取り組みにより県負担の抑制に努めてまいりたいと考えてございます。

皆川委員 県債残高は近年、減少傾向にあることは間違いないと思います。実質的な県負担を伴う県債残高の抑制を目標として引き続き頑張っていくということでもいいですね。そこで、県債残高が減少すれば、当然、毎年償還に必要な公債費の水準も下がってきますが、財政の健全性を高めることについてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

高橋財政課長 県でも、健全化のための財政指標を毎年ウォッチしながら財政運営をしている状況でございます。将来負担比率や実質公債費比率という比率が、可能な限り抑制されるよう財政運営をしている状況でございます。

県債の実質的な県負担の抑制や毎年の適切な予算編成により、こうしたことを実現してまいりたいと考えてございます。

皆川委員 令和3年度の決算に基づく実質公債費比率は11.6%ということで、前年度から0.9ポイント低下し、改善されていると考えられますが、元利償還金の減少や標準財政規模の拡大で公債費比率、公債費の減少傾向が続いていくという見込みを持っているということでもよろしいかと思えます。今後も、足元の財政状況だけではなく、将来世代の負担も十分留意しながら取り組んで

もらいたいと思います。

執行部におきましては、財政運営のさらなる健全化に向けて、安定かつ確実に、例えばミネラルウォーター税の導入など、自主財源の確保をしっかりと考えていただくことに努めていただきたいと期待申し上げます。

（訟務費について）

渡辺委員

私のほうからは、意見書をこのグループについては3件出させていただいておりますが、時間の関係上、総の7ページ、訟務費についてのみ質問させていただきます。

初めに、部局審査の折に資料要求しました資料を提出していただきまして誠にありがとうございます。その資料も使わせていただきながら質問をさせていただきたいと思います。

この訟務費をお伺いするに当たって前提となる、訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針を同時に提出していただきましたので、まず、これについてお伺いしていきたいと思います。

この方針が策定される以前の弁護士報酬の考え方とは大きく異なる指針になっていると思いますが、策定前の弁護士報酬の考え方を明示した上で、この指針の策定理由についてお伺いします。

小林行政経営管理課長 本県では、委員の御指摘のとおり、従前は顧問弁護士の御理解のもと、非常勤嘱託または特別非常勤として弁護士を任用し、その月額報酬の中で法律相談や訴訟追行の業務をあわせて行っていた状況でございます。

しかしながら、山中湖畔県有地に係る住民訴訟の訴訟追行に関し、豊富な実務経験や高度な法令の運用解釈に高い見識を有する弁護士が必要と判断し、非常勤の顧問による方法とは別に、訴訟委任契約を締結して訴訟追行することといたしました。

この点につきましては、令和3年2月定例県議会においても、弁護士選任並びに報酬に関する基準を定め、透明性ある仕組みづくりに尽力するとともに、着手金をはじめとして最小の経費となるよう努力することなどを求める附帯決議がなされました。この附帯決議を踏まえ、同年3月31日の全員協議会における説明を経て、同年4月に訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針を策定いたしました。この指針の中では、県民利益の最大化を図りつつ、本県の県政執行に関する訴訟に対処するため、訴訟代理人弁護士の選任とそれに必要な報酬について定めているところでございます。

渡辺委員

今まで、こういった指針等がなかったがゆえに弁護士費用が不透明であったことは確かに否めなかったことであり、議会としても、透明性を担保するためにも指針を設けるよう要望したことも事実であります。しかし、以前の方法であれば、山梨県弁護士会の協力も得ながら、比較的低廉な金額で、山中湖畔の案件のみならず、さまざまな大きな訴訟についても非常勤嘱託として月額制、年俸制でお願いしていた経緯があり、それを大過なく進めていただいております。県にとって大きな不利益はなかったと私は記憶しております。

そうであればこそ、そういった形の中で今後もお願いしていくことが、財源となる貴重な県税を使って弁護士費用を捻出するに当たって進むべき道であったのかなと思います。この指針を策定してしまったがゆえに、今まで年間数百万円で済んでいた弁護士費用が2桁も違う億単位の金額を捻出することになってしまったことは、甚だ私にとっては残念なことであると申し上げておきます。

それでは、提出していただいた資料に基づいて何点が質問させていただきます。

まずは、2月補正における2件の住民訴訟に関する着手金の予算に不用額が出ております。この不用額が出た経緯についてお伺いいたします。

小林行政経営管理課長 まず、2件のうちの1件、令和3年8月11日付で通知されました住民監査請求の監査結果を不服として提起された訴訟につきましては、予算額293万7,000円に対し、執行額は184万8,000円となり、108万9,000円の不用額が発生しております。

また、令和3年8月25日付で通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起された訴訟につきましては、予算額547万8,000円に対し、執行額は311万9,000円となり、235万9,000円の不用額が発生しております。

この2件の住民訴訟については、経済的利益の額及び訴訟の内容から困難な事件であると判断をし、旧日弁連報酬等基準をもとに積算をして、それぞれ予算計上したところでございます。令和3年2月議会における附帯決議や、令和3年9月議会の総務委員会における着手金の削減についての御意見を踏まえて契約交渉に当たり、旧日弁連報酬等基準により算定した額を下回る金額で契約を締結したことにより、不用額が発生したところであります。

渡辺委員 予算議決後に、弁護士と交渉をして減額していただいたと認識しましたが、それであれば、4月の専決における1億4,300万円については、減額の交渉はされなかったのですか。

小林行政経営管理課長 こちらは、専決の額を決める前に交渉を行った上で、1億4,000万円余まで額を縮減したという経過がございます。旧日弁連報酬等基準に当てはめると、6億円余の額になることが見込まれましたので、2件の裁判を1件の金額で契約していただく交渉の後、予定されていた反訴もこれに含めることとし、5分の1以下の縮減をお願いし、最終的には1億4,000万円余の契約で弁護士と交渉することができ、専決処分をさせていただいたという経過がございます。

渡辺委員 専決の額については後ほど改めて伺いますが、交渉できるものであれば、こちらについてもしつかり交渉していただきたかったなという思いはあります。

次に、この9月補正における2件の住民訴訟に関する着手金の決算額について、指針では、3段階ある中で、その他の困難な事件としており、そもそも、1億円以上の事案ではないにもかかわらず、困難な事案として算定をされた理由について伺います。

小林行政経営管理課長 訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針の中で、困難な事件とは、事件に係る経済的利益の額が大きい事件、その他の困難な事件としております。令和2年度の調査委託及び富士急行から提起されました訴訟に関する訴訟代理人契約は、これを適法かつ有効なものとして維持されることが県として重要であり、利益となるとすることが基本的な考え方でございました。

その上で、令和3年8月11日付で通知された住民監査請求の監査結果を不服として提起された、訴訟の対象となる調査委託費は6,600万円と高額であること、住民訴訟に際し、昭和初期からの膨大な資料を解析し、複雑な法律関係を整理する極めて労力の多い、困難な作業が伴う事案であることを改めて立証し、委託金額の正当性を証明する必要があるため、困難な事件として位置づけたところでございます。

また、令和3年8月25日付で通知されました住民監査請求の監査結果を不服として提起された訴訟の対象となる1億4,300万円の弁護士着手金については、山中湖畔県有地に係る富士急行に対する損害賠償請求に係る県の主張を支えるものであること、訴訟追行に際しては非常に高度な法解釈が求められるものであること、県から富士急行に対する具体的な金銭を請求する反訴を含めた契約であること、訴訟の対象物が1億円を超す規模であることを踏まえ、困難な事件として位置づけたところでございます。

渡辺委員 いわゆる住民訴訟ではなく、富士急行との訴訟についての困難性が大きく関与する中で、こういった当てはめをされたと理解いたしましたが、仮に、この住民訴訟に勝訴したとしても、損害賠償金等を得る類いものではありませんので、こういった今後も起こり得るであろう、例えば義務づけ訴訟等の住民訴訟が起きた場合に、この規定を当てはめれば、毎回このような多額な金額を支出していかなければならない可能性を大きくはらんでいる指針であると私は思っております。

以前であれば、月額制、定額制の中で、こういった訴訟も担当していただいて、恐らく大過なく経過してきたと思います。今後はこういった訴訟が起こった場合に、同じような事例が多発する可能性があることを踏まえ、改めて妥当性についてどのように考えているのか伺います。

小林行政経営管理課長 2件の住民訴訟につきましては、その他の困難な事件と判断したことは先ほど御説明したとおりでございます。この区分での着手金については、旧日本弁護士連合会報酬等基準に基づき算定した額を上回らない額としております。旧日弁連報酬等基準における経済的利益の額は、県に歳入が生じるかどうかではなく、当該事件等の対象について、同基準に定める算定基準に照らして算出するものであるとしております。例えば、民事訴訟の損害賠償請求事件の被告となる場合、勝訴しても被告には何の歳入もございませんが、経済的利益の額は、あくまでも当該事件の対象、すなわち損害賠償の請求金額を基準として算出することとなります。これと同様の考え方になると考えております。

8月11日の監査結果に基づく住民訴訟の対象は、県から弁護士に対する令和2年度の調査委託に係る調査委託経費6,600万円の支出の返還請求であり、8月25日の監査結果に基づく訴訟の対象は、県から弁護士に対する昨年度の富士急行から提起された訴訟に係る弁護士着手金1億4,300万円の支出の返還請求となっております。このため、当該事件の対象は旧日弁連報酬等基準に照らせば、いずれも金銭債権に該当し、それぞれ6,600万円、1億4,300万円が経済的利益の額となります。これらの経済的利益の額をもとに算定しました金額の範囲内でそれぞれ契約を締結したものでございます。

いずれも我が国の弁護士費用を算定する基準としまして、実務上広く用いられている旧日弁連報酬等基準による算定金額の範囲内であることから、妥当なものであると考えております。

渡辺委員

私の質問は、この金額が旧日弁連報酬等基準に照らして妥当かどうかを聞いているのではなくて、以前の県の運用の弁護士費用の算出方法と比べて、今後、過大になりすぎるのではないかと危惧して質問させていただきましたので、少し話がかみ合わなかったと思います。私としては、今後この方法でやること自体に甚だ疑問を感じるどころです。

次に、4月の専決処分について大きく2点ほどお伺いします。この専決処分は、地方自治法179条の、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを理由に専決処分を行ったと承知しておりますが、適法性について、特に、この179条の考え方としては自由裁量ではなく羈束裁量、法規裁量、客観性が求められると言われております。そのことを踏まえて、令和4年4月臨時会で補正予算として上程していただきましたが、整合性も含め、この専決処分の適法性について改めてお伺いいたします。

小林行政経営管理課長 専決処分の件について改めて御説明をさせていただきます。令和3年3月1日、山中湖畔の県有地につきまして、富士急行は県を相手に甲府地裁に訴訟及び仮処分申立事件を提起しました。県に訴状が到達したのが同年4月5日でございます。到達した後に訴状等の内容を確認し、指針に基づき、訴訟代理人の選任作業に入りました。甲府地裁への答弁書の提出期限が同年5月6日となっており、速やかに訴訟追行体制を整備しなければならない一方で、令和3年2月議会における附帯決議を踏まえ、着手金を最小のものとするためのぎりぎりの交渉を足立弁護士との間で重ねました。

結果として、他の法律事務所への打診も含め、最終的に調整が終わったのが4月28日でございます。早急に訴訟代理委任契約を締結し、訴訟追行体制を整える必要があったこと、臨時議会を招集する時間的余裕がなかったことを踏まえ、令和3年4月30日付で着手金1億4,300万円に係る補正予算を専決処分させていただいたところでございます。

本年4月19日の臨時議会について説明をさせていただきます。訴訟が2件ございまして、訴状が県に到達したのが3月31日と4月1日でございます。内容を直ちに確認をしたところ、1件は、県内の公立中学校のトラブルに基づく県の聞き取り調査などがハラスメントに当たり、

原告が精神的苦痛を被ったとして500万円の支払いを求めるもの、もう1件が傷害事件の被疑者が警察官に逮捕勾留されたことが権限濫用に当たり、精神的苦痛を被ったとして100万円の支払いを求めるという内容でございました。

これらの訴訟内容及び訴額から、指針における通常の区分に該当すると判断できましたので、この点につきまして担当する弁護士にも内諾を得られるなど、もろもろの調整を速やかに行うことができたところでございます。4月19日の臨時議会におきまして、7日前の4月12日に招集告示を行うなど、招集までに時間的余裕がある状況でございました。このように、本年度の臨時議会を招集できたのは、訴訟の規模、内容等が昨年度とは全く異なる状況によるもので、昨年度専決処分せざるを得なかった際の状況と事情が異なる点につきまして御理解を賜りたいと考えております。

渡辺委員

確かに内容の差異こそあれ、専決処分のほうは4月5日訴状到達、答弁書提出は5月6日、もう1件、補正のほうは3月31日訴状到達、4月19日答弁書提出ということで、むしろこちらのほうが時間的に逼迫していた中、臨時議会を開いていただいて補正予算を上程いただいたことを考えれば、果たして本当に、専決処分における時間的余裕がないことが明らかであったのかについては、いささか疑問に思うところは拭えません。

また、それ以上にこういった訴訟が起こることは報道等でも予測できていたかと思えます。そしてまた、ここに至るまでの間に、県の強引な手法が訴訟を誘発させたとも言える側面もあろうかと思えます。そういった点も含め、準備期間は相当程度あったのではなかろうかと思えます。

そのような面も含め、この専決処分は議会に相談をした後に、そういった合意形成を経ていくべきだったのかなと思えます。特に、さきに行われました2月定例会で予算案は修正され、訟務費は減額され、そして、附帯決議も付いたという経緯を踏まえると、こういった巨額の弁護士費用を専決処分する場合は、やはり議会等の合意を経て、本当に議会を開く時間的余裕がないことを、我々も含めて納得した上でやっていただきたいなと切に思っているところであります。

次に、この1億4,300万円という金額について、旧日弁連報酬等基準を使うとこうなるとの説明は再三受けておりますので、そこについて言うことはありません。ただ、今回の訴訟は、住民訴訟と多くの論点が重なる部分もあります。その上、住民訴訟を担当していた弁護士にお願いすることもあります。そして、その訴訟代理人は、住民訴訟の折は指針が策定される前の弁護士費用で事件を受託していただいている事実もあります。そんな点を大きく踏まえて、やはりこの金額を着手金として支払うのは県としていかなものかと私は思っております。

以前に住民訴訟を担当していた弁護士に、同じ論点を多く含む訴訟を担当していただく上で、お支払いする着手金として過大になりすぎるのではないかとの意見が県民からも上がっているところです。そこで、金額の妥当性について改めてお伺いしたいと思えます。

小林行政経営管理課長 着手金の妥当性につきましては、現在の住民訴訟が進行中であることから、その影響も考慮しなければならない状況でございますが、決算の認定をお願いしておりますので答弁をさせていただきます。

旧日弁連報酬等基準によりますと、経済的利益が3億円を超える場合は経済的利益2%に369万円を加えることとされております。訴状によりますと、対象となる土地につきまして、賃貸借期限が平成29年4月1日から20年、賃料年額3億2,500万円余の定めによる賃借権を有することを確認することが請求の第1番目であり、本件における主たる争点が土地の賃借権を主な争点とすることは明らかでございました。また、富士急行が提訴した際の裁判にかかる手数料につきましても、主な争点の一つは土地の賃借権とし、その算定にあたっては土地の価格を基礎としており、本件訴訟に関する裁判所の認識も同じものであると承知しております。

旧日弁連報酬等基準によりますと、賃借権についての経済利益は対象となる物の時価の2分の1の額と定められておりますので、県が取得しました不動産鑑定書のうち、最も安い金額である大河内不動産鑑定事務所により算定した平成29年4月1日時点の対象不動産の基礎価格324

億円をもとに交渉を行ったところでございます。

この後、大変厳しい交渉を行い、本来なら対象となる裁判は確認請求と仮処分申立ての2つあるので、それぞれの裁判について契約する必要があるところ、2つの裁判を合わせて一本の契約としました。加えて反訴も含めることとし、反訴を提起するに際して必要となる着手金についても払わなくて済むようにしました。

また、着手金の算定におきましても、基準では経済的利益の2%で算定するところを、1.2%で算定し、さらに令和2年度の調査委託経費である6,600万円も差し引くなどの経費縮減に努めたところでございます。

同じ論点を多く含む住民訴訟を担当していた弁護士に対する着手金として多額との御指摘でございますが、繰り返しになりますが、令和2年度の調査委託経費である6,600万円を控除したことで住民訴訟と争点が一部共通することを算定上考慮させていただきました。この結果、本来、旧日弁連報酬等基準で算定すれば6億円余になるところ、4分の1以下の1億4,300万円まで縮減、さらに反訴を加えて8億円余になるところ、5分の1以下の縮減となっております。

このような交渉の結果、住民訴訟と争点が一部共通することを算定上考慮した上で、弁護士費用の算定基準として実務上広く用いられております旧日弁連報酬等基準を大幅に下回る金額の着手金となっていることから、妥当であると考えているところでございます。

渡辺委員

私は、旧日弁連報酬等基準を使うことが目的化しているのではないかという危惧さえ覚えます。使うにしても、これはあくまでも着手金等の弁護士の報酬等を最小限にするための手段であり、必ずしも基準を使うことが全てではないと申し上げたいと思います。以前の弁護士報酬の基準であれば、このような多額の金額になることもなかっただろうし、そういった理解も以前の弁護士の先生方には得られていたと思います。公益弁護士だと自負されていた方々もいらっしやいました。そういったことを考えると、指針をつくって、1億4,300万円という巨額の着手金を支払ったことにより、今後の県政の弁護士との関わり方が大きく変化してしまったことをとても残念に思っております。

このことについては幾ら説明を聞いても私の中では納得できず、決算審査意見書の特に留意すべきことに丸をつけましたので、それ以上に、不当な支出ではなかったのではないかということを上申して質問を終わらせていただきます。

（財政状況について）

笠井委員

歳入歳出決算報告書の10ページの諸支出金中、基金積立金、合わせて歳入歳出決算審査意見書、基金運用状況審査意見書の6ページ、県の財政状況についてお伺いをいたします。

まず、財政調整基金が90億円余、県債管理基金が30億円、公共施設整備等事業基金が55億円余、積み上げられています。これはどのような要因によるものか。次年度以降も積み上げが見込めるものなのか、今後の見通しも含めてお伺いをいたします。

高橋財政課長

令和3年度につきましては、実質県税と実質交付税がともに増加するという特異な状況が発生したため、後年度の財政負担に備えて主要3基金の積み立てを行いました。

特異な状況とは、税収が企業業績の回復により増加した一方、交付税は前年度の税収や全国の伸び率に基づいて交付税の税収見込みを算定する制度になっており、制度的な要因で、基準財政収入額が実際の税収水準よりも少なく算定されたため、増額となったことが要因でございます。

この交付税算定の乖離の90億円につきましては、翌年度以降、減額算定が生じる仕組みになっていることから、同額を財政調整基金に積み立てたところでございます。

今後の見通しにつきましては、経済情勢などにも左右されるため、確実な見込みは困難でございますが、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策などが増となること、交付税全体の伸びは期待があまりできないことなどを踏まえると、当初予算段階では主要基金を数十億円あるいは100億円の規模で取り崩さざるを得ない状況が続くと想定してございます。



笠井委員 過去何年かの当初予算における財政状況の資料を読み返すと、令和元年度から令和3年度は、145億円から155億円、令和4年度は100億円規模の主要基金の取り崩しが見込まれていたものが、蓋を開けてみましたら、令和3年度は今御説明いただいたような形で積み増しができて、大変ありがたいことだと思っております。しかし、交付税を余計にいただいた分は、今度、返さなければなりません。また、収支改善の要因として県税の増加があったということで、やはり県内の経済と県民の生活、手取りがふえて消費が動き出す、コロナ禍の影響からの一日も早い回復のために、これからも広角的な県の施策が必要だと強く思います。

一方で、財政力指数は0.38と0.4台を下回りました。この現状認識と他県との比較順位、今後の見通しについてお伺いいたします。

高橋財政課長 令和3年度の財政力指数は、委員の御指摘のとおり低下をいたしました。これは、構造的な要因、全国的な傾向で、財政状況の実態を必ずしも反映していないと認識をしております。

具体的な財政力指数の算定方法ですが、普通交付税における基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値でございます。令和3年度の数値の低下は、地方財政計画における税収見込みの減に伴い基準財政収入額が減となったこと、また、地方交付税の再算定に伴い分母の基準財政需要額が増となったことが要因でございます。申し上げましたとおり、全国的な傾向であり、全国順位は32位と前年度から変動はございません。

今後の見通しは、先ほど申し上げた地方財政計画の動向などにも左右されるため、確実な見込みは困難でございますが、全国の順位が大きく変動することはないと見込んでございます。

笠井委員 ここ何年かグループCにいましたので、グループDになって少し心配しましたが、確かに順位を比較しましたら、ここ10年ほどは30位から32位のあたりで維持されています。東京都と愛知県ぐらいしか1は超えていないようですが、令和2年度に東京都が1.15でしたが、平成24年度は東京都も0.86と1を割り込み、時の経済状況によって変動があることはわかりました。他県との比較で、やはり今くらいのポジションで30位前後を維持しながら、少しでも順位上昇を目指すためにも自主財源の確保が必要なのかなと思います。その方策を探っていきたいと考えました。

また、経常収支比率が84.5%となり大幅に改善しました。この現状認識と今後の見通しについてもお伺いいたします。

高橋財政課長 経常収支比率は、地方税や地方交付税などの経常的な収入が人件費、公債費などの経常的な経費にどのくらい当てられているかを示すもので、財政構造の弾力性を示す指標でございます。

令和3年度は、分子の経常経費充当一般財源が社会保障関係費の増などにより、12億円増加をした一方で、分母の経常一般財源が交付税などの大幅増により285億円増加したため、8.7ポイント改善したものでございます。

この大幅な改善は、実質県税や実質交付税がともに増加するという特殊な状況下で発生したもので、今後は再び90%台で推移をしていく見通しでございます。

笠井委員 適正な人件費、人材配置、分子の部分ですね。また、適正な県債管理のもと、長期的な改善に向けての今後の財政運営に期待をいたします。

（県が保有するデータの有効活用について）

次に、主要施策成果説明書の155ページ、県が保有するデータの有効活用についてお伺いいたします。

オープンデータは、公共データを共有資産として利活用しやすくする整理・公開をして、さまざまなアプリケーションソフトでの活用が可能となる仕組みとして整備が進められていると理解

していますが、令和3年度のCSVデータ36件の内容についてお伺いいたします。

村上情報政策課長 まず、施策・事業の概要及び成果欄にあるオープンデータについて説明させていただきます。

オープンデータとは、誰でも使うことができる公開されたデータのことです。特徴として無償で使用できる、誰でも複製や加工が可能である、コンピューターへの取り込みが簡単でさまざまな目的に利用できるといった性質があります。オープンデータとして公開するデータのうち、コンピューターで集計や分析に利用される一覧表形式のデータは、より加工しやすい形式で公開されることが望ましいとされており、具体的には、PDFよりエクセル、エクセルよりCSVが望ましい形式とされています。

県では、やまなしの統計サイトなどのウェブサイト上において、統計データをはじめ、教育・子育て、医療・健康・福祉、新型コロナウイルス関係など、各分野のデータ約2万2,000件をオープンデータとして公開しております。これらの中には県の計画や補助金の交付要綱など文書形式のものも多く含まれており、エクセル形式の一覧表データも約1万件公開しております。

委員御質問の36件のCSVデータにつきましては、オープンデータのうち、CSV形式で公開しているもので、犯罪の発生状況といった警察関係のデータのほか、医療機関や文化財の一覧、特選やまなしの食に選ばれた名産品の一覧などがあります。

笠井委員

まだ一部にとどまっているのかなど理解しました。もろもろ県では公開されているデータがあります。各データのアップデートなど、皆さんが作業されるデータセットの追加作業などが通常業務からの二度手間にならないように、できれば最初からオープンデータを意識してのデータ作成に取り組んでいただければと思っております。

また、県のオープンデータサイトには、現在、議事録の登録が一つもなかったと思います。各種審議会や委員会の議事録も登録されるのではないかと思います。もちろん議会事務局もそうです。県の公式ホームページに掲載されているデータは全て公開の公共データですから、オープンデータサイトにも同時更新できるようにすれば手間も省け、データ検索も一元化できますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

また、令和3年度の推奨データセットの対応データは2件と掲載されております。こちらについても内容をお伺いいたします。

村上情報政策課長 推奨データセットとは、例えばAED設置箇所一覧や指定緊急避難場所一覧など、生活や災害時においてニーズが高いデータにつきまして、データ項目やその並び順、作成のルールなどを国が定め公開を推奨しているものであります。現在、推奨データセットは22種類定められており、県が保有しているデータのほか、市町村や民間事業者が保有していて、県では管理していないデータも含まれております。推奨データセットは利便性向上につながるものであるため、県ではデータを所管する所属に働きかけを行い、令和3年度に医療機関一覧と公衆無線LANアクセスポイント一覧の2件を国のルールに沿って公開しました。

なお、本年度は、文化財一覧と食品営業許可施設一覧の2件を追加したところであります。

笠井委員

推奨データセットには、市町村や民間事業者が対象のものもあるので、ぜひ作成の後押しをしていただければとお伺いいたします。

最後に、オープンデータの充実に向け、令和3年度にどのように取り組まれたのかをお伺いいたします。

村上情報政策課長 令和3年度につきましては、ウェブサイトへの情報の掲載と同時に、簡単にオープンデータとして公開できる仕組みが実現されているため、オープンデータの件数は着実に増加しております。

また、公開データ件数の拡大とあわせ、オープンデータの考え方やデータ作成方法につきまし

て、庁内に周知を行い、コンピューターで加工しやすいCSV形式や推奨データセットに対応したデータの公開を促すなど、データ活用の際の利便性向上に取り組んでおります。

また、今年度の取り組みになりますが、国の交付金の採択を受け、さまざまなオープンデータを効率よく集約して提供する情報システムの構築を進めているところであり、引き続き、オープンデータのさらなる充実に努めてまいります。

笠井委員

仕組みができていることを伺って安心しました。これは、担当の部局だけではとてもやりきれない、県庁全体でこのオープンデータの意識を持って取り組んでいただく必要があります、これは、男女共同参画も同じだと思いますが、県庁職員の皆さん全てがオープンデータ化という取り組みに意識を持っていただいて、データの整理・公開、県民に開かれた県行政を意識していただければと思います。

（個人県民税及び法人二税の収入未済について）

長澤委員

それでは、歳入歳出決算審査意見書の4ページ、個人県民税及び法人二税の収入未済について質問いたします。

昨今のウクライナ情勢や物価高、円安などにより県民生活や企業への影響、ひいては県税収入への影響も懸念されております。このような中、昨年度の県税に関わる収入未済額は7億5,431万6,233円となっております。このうち、個人県民税及び法人県民税、法人事業税の法人二税が大きな割合を占めております。そこで、個人県民税及び法人二税の収入未済について、まず、個人県民税及び法人二税の収入未済の原因は何かを伺います。

奈良税務課長

個人県民税、法人二税、いずれも一般論となっておりますが、まず、個人県民税につきましては、市町村が賦課徴収することとなっている個人県民税を含む個人住民税は、前年の所得を課税標準としており、納税者によっては、実際に個人県民税を納付することとなる次の年に、給与や事業所得の減少や一時的に支出増が生じ、納付が困難となってしまうケースが見受けられます。また、納付意識が低いために、ほかの支出を優先した結果、納付が困難となる場合など、さまざまな原因が考えられます。

また、法人二税につきましては、経営面で資金繰りが困難となった場合や修正申告や更正決定により、一時的に税負担が増加して納付が困難となった場合が原因として挙げられます。

長澤委員

次に、納税者の個々の事情を踏まえ、配慮することはもちろん重要ではありますが、公正公平の観点から収入未済部分の回収は厳格に対応していく必要があると考えます。県では、回収に向けてどのような取り組みを行っているか伺います。

奈良税務課長

県では、個人県民税につきましては、個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理の促進、市町村滞納整理に係る技術の向上を目的に、市町村と共同で山梨県地方税滞納整理推進機構を設置しております。

機構では、県職員の市町村への派遣による徴収対策の支援、市町村から引き継いだ高額・困難案件に対する直接徴収、共同文書催告など市町村と連携した事業を実施しているところでございます。

また、法人二税につきましては、納付の意思があるものの、一括での納付が困難である法人に対して、納税の猶予制度の活用により、分割納付とすることで、企業の資金繰りの負担に考慮しながら対応する一方で、納付の意思がない法人に対しましては、税の公平性の確保の観点からタイアロック、差押え、公売、搜索など厳正な滞納処分を行っているところでございます。

（南アルプス観光の推進について）

宮本委員

令和3年度主要成果説明書15ページの南アルプス観光の推進について何点か伺います。昨年

8月に中部横断自動車道が開通して非常に外に出やすくなりましたし、外からたくさんの方が県内に入ってくるということで大変喜ばしいことです。本県の観光を外から見ると、やっぱり富士五湖エリアや北杜市が有名かと思いますが、南アルプスという山をいただくこの南アルプス市も非常に多くのポテンシャルを持っているので、南アルプス地域が持つ自然や文化、歴史など、豊富にある観光資源の磨き上げや充実が大変必要ではないかと考えております。

そういった中で昨年度、地域ならではの観光商品開発（MAGUCL）という事業で、物産商品、体験商品を開発して地域の魅力づくりを行っているとのことですが、まず、この事業の目的と内容についてお伺いいたします。

笠井南アルプス観光振興室長 まず、目的につきましては、南アルプス地域の観光資源を磨き上げることにより、観光地としての魅力向上を図ろうとするものでございます。

次に、事業の内容につきましては、地元市町から推薦のありました方々とともに、南アルプス地域の食材を活用した新たな特産品づくりや旅行商品の開発に取り組んだものでございます。

宮本委員 物産商品や体験商品をそれぞれ4商品開発したとありますが、その内容と、どのような方向で開発したのか。

あと、先ほど食材とおっしゃったと思いますが、どのような食材か、あわせてお伺いしたいと思っております。

笠井南アルプス観光振興室長 まず、物産商品ですが、季節ごとに特産品と生産者の声を掲載したストーリーブックなどをセットにしたものであり、春の商品は、湧水ますの南蛮漬けと桃のジンジャーシロップ、夏は県のブランド品である富士の介の燻製カルパッチョ、秋はゆば井の鹿肉添え、冬は地域のゴボウなどを使ったおでんでございます。

体験商品は季節ごとにオンラインツアーとして企画しており、南アルプス地域の山々などの映像とともに、地域で活躍している事業者も出演し、チャットで会話ができるようにしたものでございます。

次に、商品の開発方法につきまして、地元の市町から推薦があった方々とMAGUCL（マグクル）と名づけた検討会議を昨年7月に立ち上げ、専門家を交えながら検討を重ね、昨年度末に商品企画を取りまとめたものでございます。

宮本委員 最後に、今さらですがMAGUCLという言葉の意味と、商品としてどのように販売されているのかお伺いします。

笠井南アルプス観光振興室長 MAGUCLの意味でございますが、南アルプス・グレードアップ・クリエイティブ・ローカルズということで、それぞれの頭文字を取ってMAGUCLと名づけております。地域で南アルプスをグレードアップするという意味合いでございます。

販売につきまして、物産商品につきましてはオンラインショップで予約販売されており、体験商品であるオンラインツアーにつきましては、大手旅行会社において全国販売されたほか、地元の旅行会社も販売しております。

宮本委員 もしわかれば、既にどのくらい売上額があるのか教えていただいて質問を終わります。

笠井南アルプス観光振興室長 物産商品につきましては春商品から秋商品まで、今まで101件の販売がありました。オンラインツアーにつきましては11件の販売がありました。金額ではなく件数のみの数字しか持ち合わせておらず申し訳ございません。

（南アルプス観光の推進について）

望月委員 主要施策成果説明書の15ページの南アルプス観光の推進についてお伺いします。  
昨年8月の中部横断自動車道の山梨・静岡間の全線開通により、峡南地域への来訪者が増加しているという報道がありました。私は、峡南地域をまたぐ南アルプス地域においても観光の重要性は高まっていると考えますが、観光振興を図るためには施策の推進体制が重要です。県では、令和2年3月に南アルプス観光振興ビジョンを策定し、南アルプス観光推進協議会を立ち上げていますが、この協議会の目的などについて令和3年度の状況をお伺いします。  
まずは、南アルプス観光推進協議会の構成メンバーと目的、概要、令和3年度の開催状況について伺います。

笠井南アルプス観光振興室長 まず、目的について御説明いたします。令和2年3月に策定された南アルプス観光振興ビジョンに基づき、具体的施策の展開などを推進するため、関係者の連絡調整の場として設置されたものであります。  
構成員につきましては、県や韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、身延町、富士川町のほか、有識者や地元関係団体で構成されております。  
昨年度の開催状況につきましては、協議会を2回、その他、施策ごとに3つにグループ分けしたブロック会を2回開催しております。

望月委員 県・市町、それから有識者をメンバーとして年2回開催したとのことですが、この連絡調整の場である協議会において、どのような成果があったのか伺います。

笠井南アルプス観光振興室長 協議会では、県・市町など構成団体の取り組み状況につきまして情報共有や意見交換がされ、それぞれの主体の効果的、効率的な事業の推進に役立っております。昨年度には地域の食材などを活用して新たな商品を創出する事業を行った際には、協議会において商品の手法などにつきまして意見交換や試食会を実施するなど、事業のブラッシュアップに貢献いたしました。

望月委員 食材を使ってグレードアップした観光振興をしているとのことですが、最後に、令和3年度の南アルプス観光の促進に向けた取り組みで、広河原の無料Wi-Fiの運用について、目的や実績、効果をお聞きします。

笠井南アルプス観光振興室長 広河原の無料Wi-Fiの目的につきましては、広河原の通信環境を向上させることにより、来訪者にSNSによるタイムリーな情報発信を促し、広河原の魅力発信の強化につなげることを目的としております。  
実績につきましては、この事業により広河原にアクセスポイントを2基設置し、令和3年度には191件の接続がありました。  
効果につきましては、令和3年度のアクセスポイントの通信記録によりますと、Wi-Fi利用者の24%がSNSを利用していることがわかり、一定の効果があったと考えております。

望月委員 191件の接続があり、そのうち24%がSNSを利用しているとのこと、このWi-Fiは、山岳観光あるいは山岳遭難などの際、非常に必要性が出てくると思うので、充実したものにしていきたいと思えます。  
ユネスコエコパークに登録されたすばらしい自然を有する南アルプス地域は、交通アクセスの向上と観光振興施策の推進による相乗効果により、ますます発展していくものと考えます。このため、関係団体の観光振興の施策が効果的・効率的に推進されるよう、また、南アルプスの自然遺産にも通じるすばらしい自然がございますので、観光推進協議会において、さらに活発な意見交換などが行われるよう期待しております。

（財政状況について）

山田（一）委員 まず、コロナ禍での財政状況はどのような状況であったのか、歳入歳出状況及び基金運用状況から、どのような考えのもとで財政運営を行ってきたのかについて伺います。歳入歳出決算審査意見書の2ページから11ページにわたるものです。審査意見書では、一般会計及び特別会計の決算はおおむね適正に行われていると認められるとあり、特に歳入においては、54億3,000万円余の増となっており、先ほどからたびたび質問の中にありましたように、県税収入が53億9,000万円ほど上振れした状況があったとのことですが、3基金も含めて、まず、お伺いをしたいと思います。

高橋財政課長 まず、歳入歳出の全体像について御説明申し上げますと、歳入につきましては、委員から御指摘のありましたとおり、企業業績の回復に伴う法人関係税の増加などによる実質県税の増加や国の補正予算に伴う地方交付税が増加したことなどにより、5,984億円余でございます。歳出につきましては、義務的経費や普通建設事業費は減となった一方で、コロナ対策経費の増などにより5,801億円余となり、歳入・歳出ともに過去最大となった状況でございます。

コロナ対策の影響につきましては、国からの交付金などを最大限活用した結果、一般財源の負担は12億円となっている状況で、財政状況に大きく影響を与えている状況ではないと認識をしております。

基金につきましては、年度当初に想定をしていた財源対策のための145億円の基金取り崩しは回避をした上で、175億円の積み増しを交付税の精算などに備え行った状況でございます。

山田（一）委員 審査意見書を読むと、令和3年度における本県の財政状況は一般会計については最終的に黒字になったということで、今後の健全で持続可能な行財政運営に向けて次の事項に留意されたいという中で、1番目に、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べて8.7ポイント低下し、改善しているという点、それから2番目に、財政調整基金、県債管理基金及び公共施設整備等事業基金の主要3基金については、財政負担の平準化や将来の財政需要への対応など健全で安定した財政を図るため、基金の設置目的や財政状況に応じた的確な活用に努められたいとあります。それについて、どのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

高橋財政課長 まず、経常収支比率につきましては、8.7ポイント低下をして改善をしている状況でございますが、これは一時的なものとして認識をしておりますので、次年度以降も引き続き、指標をきちんとウォッチをしてみたいと考えてございます。

基金については、審査意見書の中で設置目的や財政状況に応じた的確な活用という指摘がございますが、これはまさに御指摘のとおりだと考えてございまして、特定目的の基金につきましては、きちんと設置目的に応じて積み立てや取り崩しを行っていくことが重要だと思っております。一方で、財政調整基金につきましては、災害時などに備えた適切な積み立てを行う上で年度間の財政調整をするという均衡化の役割もあるので、税収の動向などに応じて積み立てや取り崩しを柔軟に行っていきたいと考えてございます。

山田（一）委員 本県の場合は予算編成の上で、この3基金を一旦取り崩し、6月補正や9月補正で国の補助金が決まってから、最終的にまた基金に戻すということが繰り返されて基金を維持してきたと思っておりますが、この3基金については、それぞれお金には色はないと思っておりますが、取り崩し、積み立てについて、3基金が分かれていて、審査意見書でも、的確に運用されたいという意見の中で、お金に色はないけれど、最終的に取り崩しと積み増しをしていく。いわゆるひもつきではないけれど、お母さんの預金、お父さんの預金、あるいは借金を返済するための預金というような家庭で言えばそういう役割かと思っておりますが、基準はあるのでしょうか。

高橋財政課長 基金の積み立ての額やあるいは全体の総額について明確なルールは設けてございません。今、

御指摘をいただいた3基金の中で、県債管理基金あるいは公共施設整備等事業基金につきましては、いわゆる特定目的の基金でございます。前者については県債の償還や適正な管理に使うもの、後者につきましては、公共施設の整備やその他県民福祉の向上に資する長期的な計画に基づく事業を円滑に推進するための基金で、こうした目的に沿って適切に活用してまいりたいと考えてございます。

一方で、財政調整基金は先ほど申し上げましたとおり、災害の対応や不測の事態の経費の財源を確保すること、そして、長期にわたる財政の調整を図り、健全な財政運営を行うという目的に沿って対応してまいります。

（県税における収入未済及び不納欠損について）

山田（一）委員 コロナウイルス感染症関連を含め、国の補助金、県税の収納額及び収納状況は、特に昨年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるまん延防止等重点措置などにより、県民生活や企業活動がさまざまな制約を受けたことが、県税収に対して大きな影響を与えたのではないかと考えられますが、令和3年度における県税収入及び収納状況について、国の補助金も含めて、お伺いをしたいと思います。

奈良税務課長 県税の収入額及び収納状況についてお答えいたします。令和3年度における県税の収入額は975億円余りであり、収納状況としては徴収率が99.1%となっております。徴収率につきましては、法人二税の増収や市町村との連携による個人県民税の徴収対策の強化により、令和2年度の徴収率98.3%を0.8ポイント上回るとともに、過去最高を記録いたしました。

山田（一）委員 大分高い収納率ですが、次に、県税における収入未済及び不納欠損について伺います。まず、県税の収入未済額について、審査意見書によると、県税については、企業業績回復による法人事業税の増収や、地方税滞納整理推進機構による共同滞納整理など、県と市町村が連携した徴収対策等により、個人県民税の収入未済が前年と比較して1億2,000万円余、法人事業税の収入未済が前年度と比較して4億9,000万円ほど減少したが依然として多額であるとあります。この内容を踏まえ、なお7億8,000万円余減少しているということですが、先ほどの収納率との関係からすると、依然として多額であることについて質問をさせていただきます。

奈良税務課長 前年度と比較して7億8,090万円余り減少した要因と、その具体的内容ということで、要因としましては、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に行った県税の徴収猶予の特例の適用を受け、同年度中に収入未済となっていたものを昨年度徴収したことが主なものでございます。令和2年度に徴収猶予の特例の適用を受けた8億6,450万円のうち7億3,671万円が令和3年度に繰り越され、そのうち7億2,150万円の徴収を行ったところでございます。

山田（一）委員 収入未済があっても、一定程度、例えば5年を経過すると最終的に不納欠損につながるということですが、その具体的な取り組みについて伺います。

ただいまの税務課長の説明から収入未済状況についてはわかりましたが、昨年度、県税に関しては約8,400万円の不納欠損が生じております。先ほどの説明にもありましたように、山梨県地方税滞納整理機構は、たしか平成19年に全国で最下位だったことに危機感を感じて、平成20年4月に県と各市町村が連携して立ち上げて、それ以降、目覚ましく改善されました。私たち税理士会においても、普通徴収だった住民税を各企業に徴収を委任するという特別徴収となり、結構衝撃的で会計事務所が大変な思いをした結果、大分徴収率が上がったと記憶をしております。効果が相当上がったにもかかわらず、なお不納欠損に至っているという、その辺の取り組み状況もあわせてお伺いをしたいと思います。

奈良税務課長 不納欠損になるものは3つございます。1つ目が滞納処分を執行できる財産がない等の理由によって滞納処分の執行停止後3年を経過したもの。2つ目が執行停止のときに徴収できないことが明らかであるため直ちに納税義務を消滅させたもの。もう一つは、法定納期限後5年を経過して時効により消滅したもの。この3つがございまして、個人県民税以外の県が直接賦課徴収を行う税目の昨年度の不納欠損の内訳としては、滞納処分の執行停止後3年を経過したもの、執行停止時に直ちに納税義務を消滅させたものが80.4%を占め、これに、3年間の執行停止の期間中に5年の時効を迎えたものを加えると93.6%となり、ほとんどのケースが地方税法の手続による滞納処分の執行停止という正式な手続を経てやったものでございます。

また、執行停止後におきましても、定期的に滞納者の財産調査を行い、資力の回復が認められれば執行停止を取り消した上で滞納処分を行うなど、厳正に処分をしております、不納欠損とならないように取り組んでいるところでございます。

また、不納欠損とならないためには、滞納整理はもちろん大事ですが、滞納自体の未然防止を図ることが重要であるため、県では特に、自動車税の納期内納付の呼びかけやスマートフォンアプリを活用した納税チャンネルの拡大、法人二税等に関しては地方税ポータルサイト、エルタックスによる電子納税の推進を図っているところでございます。

山田（一）委員 不納欠損というと5年過ぎるとそのまま自動的に消滅するような思いもありました。特に、福祉保健部の母子寡婦の貸付金のように機械的にやっていくイメージがありましたが、さらに3年とか一定の期間の経過、また、収納に向けて努力していることがよくわかりました。今後も引き続き、税収があって初めていろいろな施策ができるので、収納に努めていただきたいと思います。

（南アルプス観光のグレードアップの促進について）

佐野委員 それでは、主要施策15、決算報告書186、観4、南アルプス観光のグレードアップの促進について伺います。地域ならではの観光商品開発事業で、開発したグループであるMAGUCLとはどのようなグループかお示してください。

笠井南アルプス観光振興室長 MAGUCLというグループは、観光商品開発のために南アルプス地域の各市町から、農業従事者やフリーライター、ツアーコーディネーターなど、地元で活躍する女性10名を推薦いただき立ち上げたグループであります。

佐野委員 次に、体験商品をオンラインツアーとした経緯と工夫した点について伺いをします。

笠井南アルプス観光振興室長 まず、オンラインツアーとした経緯につきましては、当初はリアルツアーの企画を考えておりましたが、コロナ禍にあっても自宅にて南アルプス地域を堪能できるようにオンラインツアーの企画に切り替えました。

次に、工夫した点につきましては、ツアーの申込者に対し、ツアーで紹介する地域の特産物などをオンラインツアーの催行日より前にお土産としてお届けし、実際にツアー催行時に自宅で味わっていただき、ツアーを実体験に近い形で楽しめる企画といたしました。

佐野委員 体験商品の開発がどのように進められたのか伺います。

笠井南アルプス観光振興室長 開発に当たりましては、商品のテーマやターゲットの検討、それに基づくアイデア出しなどを行う全体会議を5回実施するとともに、専門家を交えた全体会議で出されたアイデアの実現可能性を検討する企画会議を7回実施しました。

また、県では、商品開発の支援としてMAGUCLが開発した商品のブラッシュアップが図られるように旅行会社や一般の方を対象に、昨年12月にモニターイベントを実施いたしました。



佐野委員 地元地域の皆さんから、南アルプスの観光振興に大きくつなげたいと期待の声をお聞きしました。さらなる前進につきましてどうかよろしくお願ひいたします。

**質疑 県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官、警察本部関係**

（鉄道通学支援制度について）

鷹野副委員長 主要施策成果説明書の128ページの鉄道通学支援制度について、幾つかお伺ひいたします。  
まず、県外への人口転出抑制と鉄道の利用促進を目的に、県外へ鉄道を利用して通学する学生に対し、鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業を平成29年度から実施していますが、改めて、その概要についてお伺ひいたします。

金子交通政策課長 本制度は、県外への進学を契機とした転出を抑制するため、市町村が行う県外大学等へ通学を始めた者への定期券購入支援事業に対し助成するものでございます。補助率は2分の1、1市町村当たり250万円を上限としているものでございます。

鷹野副委員長 次に、実施市町村及び学生における令和3年度及びこれまでの実績についてお伺ひいたします。  
県のホームページによると、本年度は8市2町で制度を実施しておりますが、令和3年度における実施市町村及び学生の利用状況について、また、制度開始以来の推移についてお伺ひします。

金子交通政策課長 令和3年度は、11市町で399人が利用しております。制度を創設した平成29年度は5市で99人、平成30年度は7市で280人、令和元年度は9市町で336人、令和2年度は11市町で239人となっております。

鷹野副委員長 最後に、事業利用者の拡大に向けた取り組みについてお伺ひします。  
引き続き、転出抑制のため、この事業の利用者拡大を図る必要があると考えておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺ひいたします。

金子交通政策課長 利用者の拡大につきましては、市町村に対する制度創設への働きかけのほか、高校生へ啓発活動として、三者懇談時に制度の概要資料の配布を行っているところでございます。

また、大学生につきましては、都内にある、やまなし暮らし支援センターの職員が県内から通学可能な大学を訪問し、窓口で資料の設置を依頼しております。

さらに、これらの取り組みに加え、事業効果を検証するために実施する利用者アンケートにおきまして、県内への就職理由や転出抑制の課題等が分析できるよう、調査内容の見直しを行うこととしております。

今後は、このアンケート調査により得られた結果を施策に生かすとともに、関係部局とも連携を図りながら利用者の拡大に努めてまいります。

鷹野副委員長 この事業は成果とする部分が非常に見えづらいと申しますか、抑制については効果的な指標としての人口転出が目に見えてわかる状況ではないと思っておりますが、子供たちの通学等も含め、今後ともJRの利便性の向上、利用拡大も含めて検討いただきますようお願い申し上げます。

金子交通政策課長 利用者の拡大に努めるとともに、JRに対しまして利便性の向上等を引き続き働きかけてまいります。

（食の安全・安心確保、食育の推進及び食品ロスの削減について）

清水委員 主要施策成果説明書151ページの食の安全・安心確保、食育の推進及び食品ロスの削減につ

いて、何点か質問させていただきます。

生きる上で、何よりも重要なものが食であると考えております。特に、昨今の異常気象や地球規模での人口爆発、さらにはコロナ禍による消費行動の急激な変化などにより、食料の安全な確保や自給自足体制の必要性を全ての人たちが認識したところでもあります。

そこでまず、広域食品表示合同調査について、昨年度、広域食品表示合同調査を3回実施したとありますが、この調査の目的及び実施状況についてお伺いいたします。

北村県民生活安全課長 この調査は、県民が食品を選択する際に重要な情報源となる食品表示の適正化を推進し、食品に対する安全・安心を確保することを目的として実施しております。

実施体制は福祉保健部、具体的には衛生薬務課になりますが、そのほか、甲府市保健所、関東農政局などと連携し、食品販売店等において、食品表示法、景品表示法に基づいた適正な表示がされているかに関し、調査をいたしました。

昨年度は6月、9月、12月の3回、県全域に支店を有するスーパーのチェーン店20店舗で合計9,228品目の生鮮加工食品を調査いたしました。

清水委員 この調査の結果、何がわかったのか。また、その内容についてどのような対応を取ったのか、お伺いいたします。

北村県民生活安全課長 この調査の結果、99.7%に当たる9,203品目が適正に表示されておりました。

一方、栄養成分表示の単位の欠落など、不適正な表示は25品目で確認されております。不適正表示につきましては、その場で店舗の責任者に口頭指導を行った上で訂正をさせております。また、複数の不適正表示が見つかった店舗につきましては、後日、改善されているか確認をいたしました。

清水委員 次に、食品ロスの削減目標についてお伺いいたします。

北村県民生活安全課長 国では、食品ロスの削減目標を2000年度の発生量である980万トンを基準として2030年度までに半減するとの目標を定め、取り組みを進めております。

県では、この目標の達成に貢献するため、県民がそれぞれの立場で食品ロス削減に取り組めるよう、意識啓発を行っております。

清水委員 直近の食品ロスの発生量と過去3年間のロスの推移についてお尋ねいたします。

北村県民生活安全課長 国が発表している直近の食品ロス発生量は、2020年度は年間522万トンで、内訳は、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は275万トン、家庭から発生する家庭系食品ロス量は247万トンとなっております。

過去3年間の推移ですが、2018年度は600万トン、2019年度は570万トン、2020年度は先ほど申し上げましたが522万トンで、減少している状況でございます。

清水委員 次に、食品ロス削減に向けた取り組みについて、研修会を実施したとありますが、この研修会の内容と参加人数についてお尋ねいたします。

北村県民生活安全課長 研修会は、消費者や事業者がそれぞれの立場に合った食品ロス削減に取り組めるよう、10月の食品ロス削減月間に、消費者・事業者向けにそれぞれ1回ずつ開催をしております。

消費者向けでは、非常食の期限切れを防ぐための方法や防災食品を利用したレシピなど、非常時の食品ロス削減についての講演を実施し、50名が参加いたしました。

事業者向けでは、企業が食品ロス削減に取り組む必要性や経営メリットについての講演を実施

し、36名が参加いたしました。

清水委員 コロナ禍で、食の安全・安心がどれほど重要であるかを全ての人たちが認識したところであり、今後も引き続きしっかりと推進をお願いし、質問を終わります。

（女性活躍社会の実現について）

臼井委員 新型コロナウイルス感染症がまだ猛威を振るう中、長崎知事をはじめ県職員の皆様には、県民の生活を最優先にさせていただきながら、山梨県を前に進めるための令和3年度事業を遂行いただきましたことに、まずは感謝申し上げたいと思います。

コロナ禍により、大変かじ取りが難しかった面もあったのではないかと思います。提出されました決算書の中から、意見書に基づいて質問をさせていただきたいと思います。

主要施策成果説明書67ページ、女性活躍社会の実現について、何点かお伺いさせていただきたいと思います。

女性活躍社会を推進することで、ワークライフマネジメントの定着や業務改善への期待、あるいは企業のイメージアップやイノベーションの創出など、さまざまな効果がもたらされるかと思えます。

また、女性活躍推進法も時限立法とはいえ、短期間に改正され、そのたびに企業が行う取り組み内容が充実してきており、国の意気込みも感じているところです。

そこで、これらの社会的な背景を踏まえ、県では、働く女性が生き生きと活躍できるよう、企業の主体的な取り組みをさまざまな角度から促していると思いますが、女性活躍社会の実現に向けて、令和3年度に実施した主な事業内容についてお伺いいたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 社会全体におきまして、固定的役割分担意識や無意識の思い込みが依然として存在していることから、企業経営者や人事担当者、従業員などの意識啓発のため、女性活躍や男性の育児参画等に関するセミナーや働く女性がみずからのキャリアについて深く考える研修会を開催いたしました。

また、女性が活躍しやすい職場環境であることを認証する「山梨えるみんな」認定制度などの取得促進のため、女性活躍推進アドバイザーを県内企業等に派遣し、その取り組みを支援したところでございます。

臼井委員 これらの取り組みの前提には、男女共同参画計画の策定があるかと思えます。ことし3月には、第5次計画を策定されたと承知をしておりますが、昨年度における第4次計画では、どの程度、女性活躍が実現されたと考えているのか、お伺いいたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 第4次計画の成果目標22項目のうち、目標達成が11項目、未達成ながら進捗ありが6項目となっております。

そのほか、女性活躍の意識啓発について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識に対する県民アンケートにつきまして、平成27年度は「賛成」、「どちらかといえば賛成」が39.9%でありましたが、令和2年度は32.7%と減少しております。

また、女性活躍推進法で定める一般事業主行動計画策定状況について、計画策定が努力義務である常時雇用労働者300人以下の企業では、令和元年度当初では10社でありましたが、令和4年度当初では206社と大幅に増加しております。

このように、女性活躍社会の実現は、少しずつではございますが、着実に進展していると考えているところでございます。

臼井委員 いろんな意味で成果がいろいろ始めていると理解させていただきました。女性活躍社会の実現に向けては、多角的な視点が必要だと思えます。そういう意味においては、

県庁内で関係する部局は幾つかあると思いますが、横の密な連携が必要になることは当然であり、また、関係機関あるいは関係団体との連携も重要かと思えます。それぞれ、県では具体的にどのような連携を取っているのか、あわせてその展望についても伺います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 委員の御指摘のとおり、関係機関等との連携は大変重要だと認識しております。そのため、県庁内におきましては、知事が本部長を務める山梨県男女共同参画・共生社会推進本部を設置し、男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っております。

また、行政だけでなく、多様な主体との連携・協働が不可欠でありますので、経済団体や労働組合、教育関係などで構成される、やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議を設置し、関係機関等との連携に努めております。

なお、本年3月に策定した第5次山梨県男女共同参画計画において、県と関係団体が緊密に連携することとしており、例えば、広く県民や団体との意見交換の場である交流サロンを今年度から開催しており、今後も関係機関や関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。

臼井委員 引き続き、女性活躍社会の実現に向けて、強力に推進をしていただきたいと思います。

（電話詐欺の被害防止対策の推進について）

桐原委員 主要施策成果説明書150ページ、電子版では160ページの電話詐欺の被害防止対策の推進についてお尋ねをいたします。

きょうの昼間も、甲府の防災無線で詐欺被害に気をつけてくださいというアナウンスが流れておりました。この電話詐欺ですが、なかなか減らない、逆にふえているのではないかという状況にあります。平成24年以降、山梨県では10月30日現在でも1億2,000万円を超える被害があると聞いております。そんな中、電話の詐欺被害防止のために県警察で取り組まれている内容について、自動通話録音機器の貸出事業とはどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

大森生活安全部参事官 自動通話録音機器は、機器が設置された固定電話に架電があった場合、着信音を鳴らす前に、架電者に対して「振り込め詐欺犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」という警告音声を自動で再生し、通話を録音する装置です。

県警察では、電話詐欺の被害防止対策の第1として、被害者が犯人グループからの電話を取らないようにするため、令和3年6月1日からこの自動通話録音機の貸出事業を開始しました。初年度は85台、令和4年度は110台、計195台を用意し、設置希望者に原則1年間貸与しております。

桐原委員 ちなみに、どのような世帯に設置をしているのか、お尋ねをいたします。

大森生活安全部参事官 自動通話録音機器の貸出は、県内に居住するおおむね65歳以上の方の家庭であって、次の4つの条件のいずれかに該当する方に優先して行っております。

1つ目は、全国警察が電話詐欺等の捜査過程で押収した名簿に登載されている方、2つ目は、資産状況を尋ねるなどの不審電話を受け、これに答えている方、3つ目は、過去に電話詐欺の被害に遭った方、4つ目は、その他個別の事情により電話詐欺被害に遭うおそれがあると認められる方です。

桐原委員 今、設置をしている世帯は、警察が押収したリストにある方ということでお聞きしましたが、アポ電に答えている方、そういう世帯はどのように特定しているのですか。アポ電がかかってきたことを、「うち、かかってきたんです」と、警察に相談して、設置するとの解釈でよろしいでしょうか。細かいところですけど、よろしく願います。

大森生活安全部参事官 先ほど申し上げた4つの条件に加えて、委員の御指摘のとおり、犯罪に遭う、被害のおそれがあると認められることを多角的に考えて選定しております。

桐原委員 昨年、85台設置したとのことですが、設置の効果をどのように分析、また確認をしているのか、伺います。

大森生活安全部参事官 この自動通話録音機は、固定電話に取り付けて、犯人グループからの電話機を被害者が取らないことを目的としています。

昨年6月1日から令和4年10月末現在までに貸与した機器のうち、39台についてサンプル調査をしたところ、延べ1万1,776台日の貸与で2,405件が警告音声を聞いて架電者が通話することなく電話を切っており、設置者は5日に1回以上の頻度で固定電話への架電を未然に切る効果がありました。

この件数の全てが犯人グループからの電話とは限りませんが、これまで設置した方で、電話詐欺の被害に遭われた方が確認されていないことを考えれば、設置に一定の効果があるものと考えております。

桐原委員 成果説明書を見ますと、被害防止76件、7,760万円とあり、この額は防いだと載っておりますが、被害額はふえている傾向にあります。県民の財産を守る最前線にいる山梨県警の皆さんには、ぜひ、電話詐欺被害が一件でも少なくなるよう、尽力をお願い申し上げます。

## 質疑 企業局関係

（公営企業会計について）

浅川委員 地域振興事業は、観光の開発などを行うことにより地域の振興に寄与することを目的に進められ、丘の公園は、子供からお年寄りまで全ての人々が楽しめる総合スポーツ施設として昭和61年7月に営業を開始いたしました。

その後、平成8年4月には温泉利用施設、アクアリゾート清里が開設され、現状、パターゴルフ場やオートキャンプ場、グラウンドゴルフ場、さらに、まきばレストランも有する八ヶ岳南麓の中核的な観光拠点であり、地域経済を支える重要な拠点でもあります。

当初は、財団法人丘の公園管理公社に管理運営を委託し、平成16年4月からは指定管理者制度と利用料金制を導入し、株式会社清里丘の公園がこれまで管理を行ってきております。

今年で開業して36年であり、これまでに延べ約700万人に近い方々に利用され、地元清里や北杜市をはじめ、八ヶ岳広域圏、山梨県にとって必要不可欠な、なくてはならない施設であります。

一方で、施設の老朽化が進み、電気事業会計からの多額の借入金の返済があるなどの課題があり、さらに令和2年度からはコロナの影響を大きく受け、地域振興事業、丘の公園を取り巻く状況は極めて厳しい状況であります。そこで、9月県議会の代表質問で、指定管理期間の長期化や民間活力の導入などの提案を行ったところであります。

丘の公園は、これまで多くの地元住民が利用し、応援するとともに、指定管理者と連携して地域を盛り上げてきた経緯があり、大きな期待を寄せています。地元選出の議員としても、丘の公園の今後に期待しつつ、叱咤激励の意味も込めながら令和3年度決算について質問をいたします。

企業会計決算書98ページ並びに企業局説明資料の3ページの地域振興事業会計についてであります。

まず、丘の公園の利用者数については、指定管理者と連携して集客に取り組んだ結果、平成27年度からは増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などをを受けて、令和元

年度、さらに令和2年度と大幅に減少してしまいました。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まん延防止措置の発令や県からの施設休業要請もありましたが、まず、令和3年度のゴルフ場やまきばレストランなど、各施設の利用状況はどうなっているのか、お伺いします。

雨宮総務課長 令和3年度の丘の公園全体の利用者数は、昨年度に比べて18.1%増加し、15万6,503人となりました。施設ごとでは、ゴルフ場の利用者数は18.7%増の3万5,627人、温泉と屋内プールがあるアクアリゾート清里は27%増の6万2,727人、オートキャンプ場は57.1%増の1万4,247人、まきばレストランは6.2%減の2万9,271人となりました。

全体的には、アウトドア志向の高まりによってゴルフ場やキャンプ場などを利用される個人客や家族連れの方は増加しましたが、その一方で、まきばレストランは、海外からの団体ツアーで観光バスにより利用される方々の再来までは至っておらず、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の水準までは回復しませんでした。

浅川委員 施設の利用者数がコロナ前の水準に戻っていないとのことですが、丘の公園の経営状況についても、昨年度収支が赤字となっております。コロナ禍でも、できる限りの利用者の増加を図って売上げを伸ばし、収支の改善を図ることが重要だと思いますが、令和3年度は利用者の増加に向けてどのような取り組みを行っていたのか、伺います。

雨宮総務課長 丘の公園の管理運営を行っている指定管理者は、施設ごとにさまざまな取り組みを実施しており、ゴルフ場につきましては、ウェブマーケティングを支援する会社と契約し、企画プランやキャンペーンの考案などを行うとともに、企業やメーカーの協賛による多彩なゴルフコンペを開催し、新規顧客の獲得を図りました。

また、アクアリゾート清里につきましては、地域住民をターゲットとした健康クラブやスイミングスクールの会員募集に当たり、入会金無料キャンペーンの実施や新聞折り込みによる告知などを展開いたしました。

オートキャンプ場につきましては、全国規模で運営するキャンプ場予約サイトへの登録、ワーケーションなどに対応するためのWi-Fiの整備、プロジェクトマッピングや星空観測会といったオプションツアーの開催などの取り組みにより、令和3年度の利用者数はコロナ前を上回り、大幅に増加いたしました。

まきばレストランにつきましては、テイクアウトメニューを強化するとともに、オリジナル商品を開発するなど魅力度の向上に努めたところでございます。

浅川委員 利用者をふやすには、施設も魅力的なものでなければならないと思います。丘の公園は開業から35年以上が経過し、クラブハウスなどの施設の老朽化が進んでおり、大変危惧しているところですが、経営状況が厳しい中でもしっかりと施設を維持していかなければ、利用者の増加にはつながらないと思います。

そこで、令和3年度はどのような修繕を行ったのか、伺います。

雨宮総務課長 令和3年度の丘の公園の各施設の修繕状況でございますが、まず、施設の老朽化などに対応した修繕工事としましては、ゴルフ場クラブハウスの雨どいや屋根の補修工事をはじめ、カート道の舗装修繕、オートキャンプ場キャビンの腐食したデッキの補修工事などを実施いたしました。

また、設備改良工事として、まきばレストランの売店トイレの改修やコロナ禍のアウトドアニーズを踏まえ、より魅力的な施設とするため、オートキャンプ場に木材で組み上げた日陰棚、いわゆるパーゴラを建設してアウトドアリビングとしての空間を設け、利用者増に努めたところでございます。

浅川委員 利用状況が厳しい中、令和3年度、さまざまなキャンペーンなどのソフト事業やゴルフ場やレストランの補修などのハード事業に、指定管理者と連携して取り組んできたことは理解しました。しかしながら、丘の公園が、これからも八ヶ岳南麓地域の観光の拠点として地域の観光振興に貢献していくためには、老朽化対策を行って施設を魅力的なものとし、利用者の増加を図りながら収益を上げていくことが必須であります。そこで、今年度の取り組みや今後の取り組みの方向性について、最後に中澤公営企業管理者にお伺いします。

中澤公営企業管理者 今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響が残っているところではございますが、まきばレストランにつきましては、昨年度は皆無だった団体のバスツアーなども徐々に回復して、立ち寄っていただいている状況も出てきております。

また、ウイズコロナ、ポストコロナということで、今年度は地元の皆様、それから指定管理者、企業局、それから地元の観光協会、浅川委員にも御協力をいただく中で、八ヶ岳南麓地域の観光振興のイベントである、つつじ祭り清里ウォークや八ヶ岳トラバースロード&トレイルランニングレースを3年ぶりに開催して、清里地域、八ヶ岳南麓に人々が集まっていたいただけるイベントもようやく動き出しているところでございます。

今後は、9月議会で浅川委員からも御質問いただきましたが、施設の老朽化対策、やはり民間の力を使っていくことを考えると、今の指定管理期間の4年では短いということもありますので、長期化など、丘の公園全体の管理運営の方法等につきまして、しっかり検討しなければならないと考えております。今年度、来年度と、方向性を見据えながらやっていきたいと思っています。

それから、本日、ホームページにも公表させていただいているところですが、指定管理者の選定委員会の結果が出まして、来年度からの指定管理者の候補者という形で12月議会に出させていただきますが、新しい指定管理者に変わる予定でございます。

4月の業務開始に向け、新しい指定管理者ともよく話をしながら、地域振興はどのくらいできるのか、それから、施設の更新、新しい事業をどのようにやっていくのかをしっかりと検討する中で、4月以降の状況もしっかり見据えながら、地元の方々、それから議員の皆様方からもさまざまな御意見をいただきながら、しっかり検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

浅川委員 力強いお答えをいただきまして、ありがとうございます。きょう、指定管理者が決まったという話をお聞きしたわけでありましたが、企業局と、それから指定管理者と地元、特に観光業者等との連携をしっかりと図っていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

## 質疑 感染症対策センター、福祉保健部、子育て支援局、出納局関係

（感染症対策認証制度の着実な推進について）

清水委員 主要施策成果説明書90ページの感染症対策認証制度の着実な推進について、何点かお尋ね申し上げます。

コロナ感染症に対する強靱な社会形成に向けて執行したグリーン・ゾーン認証制度は、世の中の対策行動指針となったモデル制度であったと理解しております。しかし、今後の再拡大や未知なる感染症の脅威に対して、さらに高度化した制度の構築が急務と考えます。

まず、グリーン・ゾーン認証を受けた施設のフォローアップをどのようにしているのか、お伺いいたします。

小川グリーン・ゾーン推進監 県では、認証制度の質の確保と向上を図るため、認証の期間を1年間とし、更新時には改めて認証施設へ現地調査を行うとともに、専用ウェブサイトの問合せフォームや電話に

よる利用者からの通報制度を設け、感染対策が不適切な施設の把握や調査員による再調査を実施しております。

また、感染の拡大やクラスターの発生などに対応した緊急点検等を抜き打ちで調査を行い、フォローアップを図っているところでございます。

清水委員 フォローアップの内容についてお話しいただきましたが、フォローアップの結果はどのようなものであったか。また、遵守事項を守らなかった施設にはどのような対応を取ったのか、あわせてお尋ねいたします。

小川グリーン・ゾーン推進監 認証制度の開始からこれまで、対策が不適切な施設についての利用者からの通報件数は、本年9月30日時点で561件、うち令和2年度が113件、令和3年度は345件、今年度はこれまで103件が寄せられております。主な通報内容としましては、人と人との距離が近い、従業員・利用者がマスクをしていない、ほかのグループが大声を出していたが注意していない、パーティションの設置が不十分といったものでございます。また、昨年度は、感染者数の増加や変異株の出現に対応した緊急点検を3回、バー・スナック、屋内運動施設を対象とした重点点検をそれぞれ1回実施したところでございます。

遵守事項を守らなかった施設に対しては、軽微なものは電話で注意、確認が必要なものは現地調査を行い、その場で是正を指導しております。また、改善指導に応じない場合や、認証施設側が複数の項目に違反し、重大なクラスターの発生を招いたことが確認された場合には、認証を取り消し、店名を公表する基準としておりますが、これまでのところ、該当した事例は発生しておりません。

清水委員 次に、いわゆるグリーン・ゾーンプレミアムについて、国際的評価基準構築のための実証事業を実施したとのことですが、まず、この国際的評価基準とはどのような基準なのか、お伺いいたします。

小川グリーン・ゾーン推進監 グリーン・ゾーンプレミアムは、世界の宿泊施設で採用されている国際的な衛生基準に準じた基準とし、世界レベルの感染症対策によって、より快適、より安全な環境を提供する、グリーン・ゾーン認証施設の上位制度という位置づけでございます。具体的には、より高度な感染対策機器の導入といったハード面の対策とともに、清掃・消毒のマニュアル化や洗浄度検査、感染症発生時の業務継続計画の策定など、ソフト面の対策も追加しているところでございます。

清水委員 次に、この実証事業の内容とその結果についてお伺いいたします。

小川グリーン・ゾーン推進監 実証事業は、現行の認証制度を国際的な評価を獲得できる制度に向上させるため、ワンランク上の感染症対策を調査する目的で実施いたしました。具体的には、一般社団法人宿泊施設関連協会と連携し、参加32社から提供された52の製品を、実際に3つの認証宿泊施設で使用した上で、洗浄度の測定や利用者・スタッフへのアンケート調査を行ったところでございます。アンケート調査結果では、全身除菌装置等の目に見える対策や継続的効果を持つ抗ウイルスコーティング等のスタッフの作業負担を軽減させる対策が高く評価されました。また、洗浄度測定からは、適切なメンテナンスや対策を行うスタッフの正確な知識が非常に重要であることがわかったところでございます。これらの実証事業の成果を認証基準に盛り込むことで、グリーン・ゾーンプレミアムを国際的な評価が獲得できるワンランク上の認証制度へと進化させることができたと考えます。

清水委員 今、コロナの第8波拡大が懸念されつつあります。今お話しいただきました、世の中の先頭を



切ったグリーン・ゾーン認証制度の内容も含めた、さらなる高度化を重ねてお願い申し上げ、質問を終わります。

（自然保育の導入の促進について）

笠井委員

主要施策成果説明書の50ページ、あわせて参考資料の第二期やまなし子ども・子育てプランの概要より、自然保育の導入の促進についてお伺いをいたします。

この山梨県の恵まれた自然環境の中で、子供たちが室内だけで過ごすのは大変もったいないことです。お日様の光を浴びて、風を感じ、植物や生き物に触れ、お友達と過ごす中で、子供たちは感受性や主体性が生まれ、生きる力が養われることでしょう。

県による自然保育の導入の促進の令和3年度の進捗状況についてお伺いします。

細田子育て政策課長 県では、県内全ての保育所等に対して、自然保育導入支援の手引きを配布するとともに、自然保育についての専門的知識や技能を有するアドバイザーを派遣するなど、自然保育の導入を促進してまいりました。それにより、各保育所等では、公園や園庭などの身近な自然素材を活用した遊びや、地域の田んぼや畑での収穫体験などを通じてさまざまな形の自然保育に取り組んでいただいております。

なお、令和2年度に、やまなし幼児教育センターを通じて調査した結果では、98%の保育所等が自然体験活動を保育計画に取り入れているという結果が得られております。

笠井委員

山に登らなくても、河原に下りなくても、近所の森の木陰でも、舗装されていない公園でも、草木があって虫がいれば、そこで過ごす時間は本当に自然保育となります。院内保育で園庭がなかったり、送迎バスがなければ、そろって外出することは難しい例もあるかもしれませんが、一方で、おっしゃられたように、近くの自然公園への遠足やお芋掘りなどの農業体験、ヤマメの放流体験など、地域の協力を得て行っている園を時折ニュースで見かけています。

県が把握されている自然保育の活動量がふえた園の数・割合と、令和3年度の目標達成度についてお伺いいたします。

細田子育て政策課長 県では、アドバイザー派遣の利用や指導者研修などへ参加した保育所等の数を指標として設定しております。本来ですと、令和3年度末で75園以上、進捗率75%以上を確保したいところでしたが、多くの園が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を懸念し、アドバイザー派遣等の利用を控える状況にありましたので、実績は60園、進捗率は60%になっております。

目標達成に向けて、多くの園に安心してアドバイザー派遣等を利用していただけるよう、引き続き、コロナ対策等を万全にした上で利用の周知に努めてまいります。

笠井委員

自然保育導入推進アドバイザーの指導の内容と派遣の効果について教えてください。

細田子育て政策課長 アドバイザーには、年間を通して自然保育を実践している保育所の運営者や、保育士養成校において自然保育をテーマに講義をされている学識経験者など、自然保育についての実績や知見をお持ちの方に就任していただいております。

派遣先の保育所等では、身近な自然を使った体験活動や活動を行う上での安全管理の方法など、要望に応じてきめ細やかな指導をしていただいております。

アドバイザー派遣事業を利用した保育所等からは、樹木の様子や小動物の通り道など、ふだんの散歩では気づかなかった身近な自然の面白さや不思議さなどの気づきをもたらえたことで、指導の幅が広がったなどと感想をいただいております。派遣効果は十分あったものと考えております。

笠井委員

普通の散歩でも新たな気づき、こんなことってという視点を気づかせていただける機会がいただけるということで、ありがとうございます。子供たちは、急に走り出して相手にぶつかったり、

あるいは抱きついてきたり、そんな突拍子もない動きをすることが多いので、そういった屋外の環境の中で、けがや事故を心配される園や保護者の皆さんも多いと思います。そういった心配への対応をどのようにされたのか、お伺いいたします。

細田子育て政策課長 県では、保育所等に対しまして、安全管理を記した手引を配布するとともに、研修会の開催や各園の取り組み事例をホームページで紹介するなど、けがや事故に対する不安解消に努めてまいりました。

また、保護者に対し、シンポジウムや講演会を開催するとともに、優れた取り組みをしている施設の表彰を行うなど、自然保育の重要性について御理解いただく取り組みも実施しているところです。

笠井委員 愛宕山のような拠点の整備も大切だと思いますが、県内中の子がその1カ所に頻繁に遊びに行けることもないと思いますので、各園の近くに手ごろな自然保育の遊び場を何カ所か確保できるように、身近な自然保育の環境づくりの推進に期待して、質問を終わらせていただきます。

（福祉人材の確保・定着について）

臼井委員 先ほどのグループでもお話ししましたが、まず、新型コロナウイルスの感染症が大変猛威を振るう中、知事をはじめ、特に感染症対策センター、あるいは福祉保健部の皆様には、本当に県民の生命を最優先にさせていただきながら、令和3年度事業を遂行いただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。非常にコロナ禍で大変だったと思いますが、提出いただいた決算資料の中から、意見書に基づき幾つか質問させていただきます。

まず、歳入歳出決算説明資料の福6ページ、福祉人材センター設置運営費についてお伺いさせていただきます。

福祉業界は、いかに人材確保がスムーズにいくかが大きなポイントだと考えております。おのおの福祉サービスには、人員基準が厳格に定められており、これをクリアしない限りは事業を行うことができない仕組みになっています。

福祉人材センターは、社会福祉法に基づき、各都道府県に設置され、本県では山梨県社会福祉協議会が実際、その任を受けていると思っております。

そこでまず、福祉人材センターの設置運営費の内訳をお伺いします。

村松福祉保健総務課長 先ほど委員からお話がありましたとおり、福祉人材センターにつきましては、社会福祉法では、社会福祉法人からの申請に基づき、知事が都道府県ごとに1つに限り設置することになっております。本県におきましては、県社会福祉協議会を指定しているところでございます。

設置運営費の内訳は、職員4人分の人件費と事業費となっております。

臼井委員 福祉人材センターの主な事業内容とその実績をお伺いいたします。

村松福祉保健総務課長 福祉人材センターの主な事業内容といたしましては、福祉施設に就職を希望する求職者に対し、就業に関する情報の提供、相談などの支援を行うとともに、求人登録をした福祉施設等を無料で紹介する福祉人材無料職業紹介事業を行っており、令和3年度は、紹介者94人のうち、採用者は53人となっております。

また、福祉人材センターが紹介し、紹介された方を対象に福祉施設などを訪問し、仕事の内容や現状について聞き取りを行い、アドバイスを行う新採用職員サポート訪問事業も行っており、令和3年度のサポート数は32人となっております。

臼井委員 福祉人材の中で、特に介護人材の実績をお示しいただければと思います。

村松福祉保健総務課長 福祉人材無料紹介事業におきましては、紹介者94人のうち、63人が介護職、1人が介護支援専門員となっております。また、採用されました53人のうち、38人が介護職、1人が介護支援専門員となっております。

また、先ほど申しました新採用職員サポート訪問事業につきましては、32人のうち、介護職は26人となっております。

臼井委員 実際、福祉人材センターが人材確保にどのように寄与したと県では思われているのか、ここが一番大事なことです。県の見解をお伺いさせていただきます。

村松福祉保健総務課長 福祉人材センターにおける無料職業紹介事業ですが、直近3年の実績を御紹介させていただきますと、令和元年度は、紹介数は51人、実際には31人の採用、令和2年度は、紹介数108人、採用が62人、令和3年度は、先ほど申しました紹介数94人に対し、採用は53人となっております。人材の確保におきまして、一定の成果を上げていると認識をしているところでございます。

臼井委員 向こう3年の実績をお示しいただき、県では一定の成果を上げているという見解でありました。山梨県内の介護施設、あるいは介護職を採用しているところは、恐らく相当数の事業所がありますので、もちろん実績が全くないと申し上げるつもりはございませんが、非常にありがたいと思っておりますが、しっかりと機能を強化していただく必要があると思っております。

以前から申し上げておりますが、いい人材を確保して、いいケアを提供するためには、いい人材を福祉人材センターのようなところに確保していただかなければいけないと思っております。

今、福祉プラザの4階に福祉人材センターはございますが、そこが一番集まりやすい場所なのかどうなのか。もっと言ってしまえば、例えば、どこからでもアクセスしやすい場所に移転することも今後検討する必要があるのではないかと考えております。しっかりと機能強化を図っていただき、多くの実績をつくっていただければと思っております。

介護人材は、確保という観点だけではなく、高い専門性を持って、人が人をケアする仕事ですので、人材を比較的長く職場に定着させることも極めて重要であると考えています。

（介護人材の確保・定着について）

次に、関連する事業として、主要施策成果説明書の106ページ、介護人材の確保・定着と資質向上について、何点かお伺いさせていただきます。

新入職員、2年目、3年目の職員と、段階的に介護職員研修会が行われているとのことですが、その目的と内容について伺います。

小澤健康長寿推進課長 県では、離職者の約6割が入職後3年以内の職員であることを踏まえ、職員の定着及び資質向上を図るための研修会を実施しております。

研修会の内容につきましては、接遇やキャリア形成に関する座学の講義を実施するとともに、同期の職員同士の連帯感を醸成するための意見交流会を実施しているところです。

研修後のアンケートでは、9割以上の参加者が「これからも介護の仕事を続けていきたい」と回答しているほか、「ほかの施設の職員と意見交換ができてよかった」、「同じ悩みを持つ人がいて安心した」という感想もあり、職員の定着につながる内容となっていると考えております。

臼井委員 離職された方の6割が3年以内と改めて聞くと、ここはやっぱり改善していかなければいけないと感じたところであります。

また、人材の定着を目指した介護ロボット、あるいはICTの導入に対して助成を行っているとのことですが、その導入実績と導入効果について伺います。

小澤健康長寿推進課長 介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図るために、介護ロボットやICTの導入に対する支援を行っております。令和3年度には、介護ロボットにつきましては、見守り機器56台、移乗介助ロボット1台を計5施設、ICTの導入につきましては、介護記録ソフトやタブレット端末など、計7施設の導入について助成を行ったところです。

導入効果報告書によりますと、導入した事業所では、見守り機器の導入により、夜間の安否確認の業務が減り、職員の身体的・精神的負担の軽減が図られたこと、介護記録ソフトにより、記録に要する時間の削減や職員間の情報共有が円滑になり、事業所内の文書量の削減にもつながったとの意見をいただいております。

臼井委員 これら以外にもさまざまな取り組みを行っていただいていると承知しておりますが、実際、こういった取り組みで、どの程度人材の定着率が向上したのかお伺いいたします。

小澤健康長寿推進課長 介護人材の定着につきましては、先ほどの研修会や介護ロボット、ICTの導入だけでなく、処遇改善の促進など、さまざまな施策を組み合わせ実施しております。このような取り組みを進めた結果、正規の介護職員の離職率を見ますと、令和元年から令和3年にかけて約19%から16%に減少しております。

臼井委員 19から16%に低下しているということで、引き続き、こういった取り組みを継続していただきたいと思っております。

（特別養護老人ホーム等の計画的な整備について）

臼井委員 続いて、主要施策成果説明書の同じく106ページ、特別養護老人ホーム等の計画的な整備についてお伺いいたします。

まず、抗原検査キットの配布、PCR検査の実施をしたとのことですが、目的や具体的な内容及び対象施設について伺います。

小澤健康長寿推進課長 PCR検査につきましては、クラスターの発生リスクが高い高齢者入所施設へのウイルスの侵入を未然に防止するために、該当する施設の職員のうち、無症状の方に対し、おおむね週1回の定期的な検査を実施できる体制を整備いたしました。対象となる施設につきましては、甲府市を除く県内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、合わせて130施設になります。

これに加え、PCR検査の対象とならない通所系・訪問系などを含めた全ての介護事業所に対して、抗原定性検査キットを配布し、職員や利用者などのうち、症状のある方に対して検査を実施できるようにして、感染者の早期把握が可能となるよう支援を行いました。

臼井委員 抗原検査キットの配布、PCR検査の実施以外に、介護施設へのその他のコロナ対策が何かあればお伺いしたいと思います。

小澤健康長寿推進課長 高齢者施設における感染対策を支援するため、マスク等の衛生用品の購入や消毒に関する経費について助成を行いました。また、感染対策を自主点検するためのチェックリストを提供したほか、全国のクラスター発生事例を踏まえ、留意すべき事項などについて情報提供を行い、各施設における感染対策の強化を支援いたしました。さらに、職員の感染により職員不足となった施設に対しては、関係団体の協力のもと、応援職員の派遣を行いました。

臼井委員 先ほどの抗原検査キットの配布、PCR検査の実施について、その効果についての県の見解を伺います。

小澤健康長寿推進課長 PCR検査につきましては、昨年6月から翌年3月までの間に合計4万1,728回検査を実施し、33名の陽性者が判明いたしました。速やかに保健所で行う積極的疫学調査につなげるなど、感染の拡大防止に向けた早期の対応に結びつけることができたと考えております。

臼井委員 4万回以上検査を行っていただき、陽性者も確認ができたということで、介護施設は非常にクラスターが起きやすい環境にあるので大変ありがたかったと思います。  
制度改正等で、現在、介護施設の所管が山梨県と甲府市に分かれています。甲府市が所管する施設への対応について伺います。

小澤健康長寿推進課長 現在、県が高齢者施設に対して行っているPCR検査につきましては、感染症法に基づく行政検査であり、甲府市が所管する施設につきましては、保健所を設置する甲府市の判断により実施するものとなっております。  
なお、抗原定性検査キットにつきましては、甲府市が所管する施設も含め、全施設に配布を行って感染対策に努めているところでございます。

臼井委員 甲府市が所管する介護施設ではPCR検査を行っていなかったと理解してよろしいでしょうか。

小澤健康長寿推進課長 甲府市では高齢者に対してPCR検査は実施をしていなかったと聞いておりますが、今年度は、無症状の方に対し抗原検査キットを配布して定期的な検査を行うと聞いております。

臼井委員 甲府市を除く介護職員にはPCRを行って、甲府市が所管する介護施設の職員には、PCR検査ではなくて抗原検査のキットで対応したと理解をいたしました。もちろん、抗原検査キットでもさまざまなことがわかるので、ありがたいことだと思っています。行政上の役割分担はやむを得ないことですが、例えば、私が関わっている法人でも、甲府市以外の施設に勤める職員と、そうではない職員で、PCR検査ができる、できないという差が生まれたことは現状としてあります。介護業界からは、甲府市はできませんでしたが、県のPCR検査の体制については非常にありがたかったという声が多く上がっています。保健所を甲府市は有しておりますから、いろいろ難しいところもあるかもしれませんが、ぜひ、PCR検査の効果があつた面をきちんと甲府市とも共有をしていただいて、甲府市との連携についても前向きな検討を求めたいと思っています。

それと、第7波においては、介護施設ではクラスターのリスクが高いことが明らかになったと思います。第8波が既に起きています。第8波、そして、今後の感染拡大を踏まえた介護施設への対応方針についてどのようにお考えなのか伺います。

小澤健康長寿推進課長 第7波におきまして、高齢者施設でクラスターが多く発生したことは委員おっしゃるとおりでございます。引き続き、入所系の高齢者施設に対しましてはPCR検査の実施、それ以外の施設については抗原定性検査キットを配布することにより感染者を早期に発見し、高齢者施設における集団感染を未然に防ぐ体制を整備していきたいと考えております。

また、施設の職員を対象にした初動対応に関する研修会を8月、11月に実施し、施設の対応力向上を図っているところでございます。

また、今後につきましては、県の感染状況に応じ、これまでPCR検査の対象としてこなかった施設につきましても、無症状の方に対する抗原定性検査キットを用いた検査を行うことにより、感染者の早期発見と施設内感染の拡大防止に努めていきたいと思っております。

臼井委員 非常に厳しい運営をこれからも強いられる可能性のある施設であります。高齢者は抵抗力の弱い方が多いので、ぜひ引き続き御尽力いただければありがたいと思います。

（障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充実について）

白井委員

続いて、主要施策成果説明書63ページ、障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充実の中から、特に文化芸術活動について何点かお伺いさせていただきたいと思っております。

文化芸術は、活動を通して多様性を尊重し、他者との相互理解を促進する力を秘めていると思っております。例えば、障害者が活動の中でつくり上げる成果物そのものの魅力ももちろんありますが、それだけでなく、文化芸術分野における新たな価値が創出され、本人や御家族、あるいは地域でつながりを持つ機会となり、自己の存在価値の向上に寄与するものと思っております。

先日開催されました山梨県障害者芸術文化祭に私も少しお伺いさせていただきましたが、障害者の方々の満足感のある笑顔がとても印象的でした。

そこでまず、令和3年度、障害者の文化芸術活動の充実に向けてどのような取り組みを行ったのかお伺いします。

山本障害福祉課長 県では、山梨県障害者文化芸術活動推進計画に基づき、「楽しむ」、「支える」、「深める」の3つの観点から施策を展開しております。

まず、観点の「楽しむ」では、先進的な芸術作品に触れて作品創造への意識醸成を図るため、バリアフリー演劇鑑賞会やアール・ブリュット企画展を開催いたしました。また、これまで県内1カ所で開催してきた障害者文化展を国中と郡内地域の複数の会場で開催するなど、障害のある方の芸術作品の鑑賞や発表等の機会のさらなる確保に努めました。

次に、2つ目の観点の「支える」では、先進的な取り組みを行う福祉施設や家族、企業等の事例を学ぶ研修を実施し、作家を支える人材の育成に取り組みしました。

3つ目の観点の「深める」では、障害や障害のある方への理解を促進するため、県内各地でいえなか美術館を開設、一部では作者と触れ合うイベントなどを行い、地域との交流も図ってまいりました。

白井委員

全国的にも障害者の芸術文化活動が急速に広がってきていると理解をしております。例えば、今おっしゃっていただいたような、いえなか美術館に関して、16カ所でやっていただき、延べ166作品を展示していただいたと承知していますが、コロナ禍でも障害者の方は非常に魅力的な作品をつくるんだという理解が促進したとの声も聞きます。そういった意味では、こういった取り組みをぜひ続けていただきたいと思います。こういった文化芸術活動ではさまざまな効果が期待されています。これらの事業を通じて、具体的にどのような成果、あるいは効果があったとお考えかお伺いします。

山本障害福祉課長 具体的な成果や効果としまして、バリアフリー演劇鑑賞会やアール・ブリュット企画展には多くの来場者があり、先進的な舞台芸術、芸術作品に触れていただきました。バリアフリー演劇につきましては100名の来場者、アール・ブリュット企画展につきましては6日間で約800名の来場者、障害者文化展には828点の展覧がありました。展覧数はコロナの影響もあり、前年度よりも減少しましたが、開催方法や募集期間の見直し等により、制作に関わる人が増加した模様でございます。

ちなみに、展覧数は、令和2年が861点、令和3年が828点でございます。人数につきましては、令和2年が1,401人、令和3年が1,488人となっております。先ほど御紹介がありました、いえなか美術館につきましても、公共施設やカフェ等で県内16カ所、延べ166作品の展示を行ったところでございます。

それぞれのイベントに参加された方々からは、「文化展の地域展やいえなかの美術館など、より身近な地域で作品を見る機会ができてよかった」、「自身の作品を見てもらえる機会がふえてよかった」などの感想をいただき、文化芸術活動を通し、障害のある方の自己表現の支援につながったと考えております。

白井委員 いえなか美術館で、いろいろなところで展示されていることは承知していますが、感想は今お聞きしましたが、例えば、これを買いたいという話もあるのでしょうか。

山本障害福祉課長 直接聞いた話ではございませんが、中には、こういった物が買えるといいなという話もあると聞いております。

白井委員 すばらしい機会だと思っていますので、ぜひ続けていただければと思っています。  
障害者のこのような芸術活動が我が国に新しい価値の提案をもたらし、共生社会の実現につながっていくというプランを国は示しておりますが、県では、共生社会の実現に向けて、文化芸術活動をどのように結びつけるのか、今後の展望も含めてお伺いをいたします。

山本障害福祉課長 県では、山梨県障害者文化芸術活動推進計画にも規定しているとおおり、文化芸術活動は自己肯定感の向上や自己実現に資することから、障害のある方がみずからの能力を最大限発揮し、自己表現できるよう支援するとともに、障害のある方とない方の相互理解を深める極めて大きな力になることから、県民があらゆる地域で文化芸術に触れられる環境を整備するなど、共生社会の実現に向けて一層取り組んでいきたいと思っております。

白井委員 こういった活動を通して障害者の皆さんの非常に満足した笑顔を見ていると、私も福祉に関わる一人として、非常にいい笑顔をされていると思ったところです。ぜひ引き続き、充実を図っていただきたいと思っております。

（自然保育の導入の促進について）

白井委員 続きまして、主要施策成果説明書50ページ、自然保育の導入の促進についてお伺いをいたします。

以前、雑誌だったかと思いますが、土壌に生息する微生物や細菌には抗炎症作用や免疫の調節、あるいはストレス耐性などの性質があるという研究結果を見たことがあります。今、山梨県で導入を促進している自然保育ですが、小さい子供が自然に触れながら育つと心と体のバランスが取れ、精神的にも安定し、ストレスを受けても気持ちの回復が早いと言われております。自然界には、数え切れないほどの微生物、細菌が存在していることを前提に考えれば、自然保育の効果は計り知れないと思っております。

そこで、本県の豊かな自然環境を生かした自然保育は、極めて重要であると考えておりますが、推進していく上でどのような課題があるのかお伺いいたします。

細田子育て政策課長 委員の御指摘のとおり、幼児期に自然と触れ合いながら育つことは、子供の体力づくりはもちろん、社会性や創造性を培い、その後の成長の土台を築く上でも非常に重要とされております。

各保育所等では、身近な公園での遊びや農作業体験などを通じてさまざまな形の自然保育に取り組んでいただいているところです。木登りや川遊びなど、自然の中を自由に活動する自然保育推進の課題は、保育所等のアンケート結果によりますと、職員のノウハウがない、安全性の確保が心配というものであり、ノウハウにつきましてはアドバイザーを派遣し、安全性の確保につきましては、リスクマネジメント研修や野外での実践研修などを実施して対応しております。

白井委員 愛宕山こどもの国については、現在、再整備を行っているとお承知していますが、自然保育の拠点としてどのように活用していく考えか、お伺いいたします。

細田子育て政策課長 保育所等の身近な自然では体験できない活動を通じて、さらに子供たちの知的好奇心を広げるために、愛宕山こどもの国では、斜面地を生かした遊具での遊び体験に加え、里山の自然を

活用し、ネイチャーゲームや工作体験、キャンプ体験などを実施する場として活用してまいります。

また、保育士等に対して、子供たちが実践的な自然体験を行う際に想定される事故や事故発生時の対応といった安全管理の指導などについても、こどもの国のフィールドを活用して取り組んでまいります。

臼井委員 多くの子供が再整備後の再開を待ち望んでいると思っておりますが、繰越金額が5億4,000万と非常に大きな額だと思います。来年の春に完成の予定とのことですが、間に合うのか心配する声も実際あります。現在の再整備の進捗状況をお伺いします。

細田子育て政策課長 多額の予算を繰り越している大きな要因としましては、もともと令和4年度の当初予算での計上を予定していたところ、国の有利な財源を獲得できることが判明したために、令和3年度2月補正予算に前倒しをして計上していることにあります。

再整備工事は、現在、自由広場とキャンプ場の基盤の造成が終わり、順次、新たな遊具の設置や芝生などの植栽、管理研修棟などの建築工事を進めているところであり、来年春にリニューアルオープンできるよう、鋭意工事を進めているところでございます。

臼井委員 前倒しの計上があったと理解いたしました。先ほど申しましたように、多くの子供が待ち望んでいるので、引き続き、再開に向けた再整備を進めていただけたらと思います。

（こころの発達総合支援センターについて）

主要施策成果説明書103ページ、こころの発達総合支援センターについてお伺いします。

センターは、心の問題を抱えた子供や発達の偏りや遅れのある方、その家族、支援者をサポートするための専門機関であると理解しています。令和2年度からは、子どものこころサポートプラザ内に移転をして、支援の拡充が図られたところであります。ただ、コロナもあるかと思いますが、発達障害や不登校などの心の相談や診療ニーズが高まる中、診療の待ち時間が長期化していることが課題となっていました。もちろん、短縮するための工夫や改善等は適宜行われてきたことと思いますが、現在、センターにおける相談から診療までの待機期間の状況についてお伺いします。

篠原子ども福祉課長 予約を受け付けてから子供や親へのアセスメントやカウンセリングなどの相談を経て診療に至るまでの待機期間につきましては、令和3年度は約半年であります。これは、こころの発達総合支援センターが甲府市住吉のサポートプラザ地内へ移転する以前の令和元年度と比較し、およそ半年の短縮となっております。

臼井委員 令和3年度を含めて、具体的な患者数についてお伺いします。

篠原子ども福祉課長 直近3カ年の患者数につきましては、初診及び再診の人数を申し上げますと、令和元年度は1,987人、令和2年度は2,394人、令和3年度は2,729人となっており、増加傾向にあります。

臼井委員 待機期間が改善している要因についてお伺いします。

篠原子ども福祉課長 診療体制を強化するために常勤医師を確保するとともに、山梨大学医学部やその関連病院等の協力を得まして、非常勤医師の派遣体制を整えたことで、医師の延べ診療時間数が大幅に増加しております。あわせて、アセスメントやカウンセリングなどの診療支援業務の一部を外部の機関に委託することにより、待機期間の短縮につながったものと考えております。



今後も、限られた人員と時間の中で、質を落とさぬよう、待機期間のさらなる短縮化を図り、求められている役割を果たしてまいりたいと思っております。

白井委員

コロナ禍で子供は非常に大変な環境だと思っております。そういったことで悩んでいる子供を持つ親からしてみれば、できる限り早く専門家の支援を受けて改善を図りたいと思うのは当然のことだと思います。ぜひ、引き続き、スピード重視で待機期間の短縮を図っていただければと思っております。

（若者の出会いの機会の創出について）

長澤委員

主要施策成果説明書の75ページ、若者の出会いの機会の創出について、何点か質問させていただきます。

まず、やまなし出会いサポートセンターの支援内容についてであります。

令和5年度から設置されるこども家庭庁の所掌事務には、結婚、出産または育児に希望を持つことができる社会環境の整備等、少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整が掲げられており、国では、結婚支援や少子化対策を引き続き推進することとしております。

しかし、本年9月公表の厚生労働省令和3年人口動態調査におきまして、本県の婚姻数は前年から208件減の2,974件、出生数は前年から218人減の4,966人と5,000人を割り込むなど、どちらも統計開始以来、最少となる危機的な状況に直面しており、結婚を希望する方々への支援は少子化対策として重要な課題であると考えます。

そこで、若者の出会いの創出において、県では、結婚を希望する若者を支援するための婚活イベントの情報提供や、お見合いを仲介するやまなし出会いサポートセンターの運営などにより、多様な出会いの機会を提供したとのことですが、やまなし出会いサポートセンターでの支援はどのようなものか伺います。

細田子育て政策課長

やまなし出会いサポートセンターでは、平成27年1月の窓口開設以来、登録した会員が自身に合った相手を検索し、お見合いを申し込むことができるシステムにより男女のマッチングを図ることで、結婚を望む若者の支援を行ってまいりました。若者の中には、意を決してお見合いを申し込んだ後でも、日時の調整や当日の服装に迷うほか、お見合いの場において何を話せばいいのか、また、どのように振る舞ったらよいかといったようにさまざまな不安を感じる方も少なくない聞いております。

こうした若者の背中を押すため、センターでは、システムでのマッチングだけではなく、お見合いの日程調整や時には同席、また、交際中も親身になって相談に乗るなど、出会う前から結婚に至るまでのフォローを行ってまいりました。

長澤委員

2点目の登録会員獲得のための対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ予断を許さない状況が続いておりますが、コロナ禍において、感染拡大を防止するための外出自粛などに伴い、結果として出会いの場の減少につながっているものと思われまます。このような中で、やまなし出会いサポートセンターでも支援に苦慮したことが想像できますが、とりわけ登録会員をふやすことは困難だったのではないかと思います。そこで、登録会員の獲得のため、どのような対応を行ったのか伺います。

細田子育て政策課長

これまで、登録会員が相手の検索やお見合いの申込みをするためには、センターに来所していただき、備えつけの専用端末を使用する必要がございました。しかし、委員の御指摘のとおり、コロナ禍においては、外出自粛によりセンターの利用を控える動きがございました。

そこで、昨年度は、センターに来所することなく、自宅のパソコンやスマートフォンで相手の検索やお見合いの申込みができるようシステム改修を行い、センターの利便性の大幅な向上を図

ったところであります。

長澤委員 最後の質問になりますが、社会全体で結婚を応援するための取り組みについてであります。  
やまなし出会いサポートセンターにおいては、出会いのためのさまざまな支援を行ったことがわかりましたが、それに加え、若者の出会いの創出において、県民や企業、市町村、各種団体が連携して社会全体で結婚を応援する機運を醸成したとあります。具体的にどのような取り組みを行ったのか伺います。

細田子育て政策課長 結婚支援を担当する市町村職員をはじめ、従業員の結婚を支援する企業や地域において、若者の結婚を支援するボランティアを対象としまして、12月と2月に講師を招いてのセミナーを開催いたしました。結婚支援に必要な知識や心構えといった説明のほか、他県での好事例の紹介をオンラインで行い、合計72名の出席があり、講師を含めた活発な意見交換が行われたことで非常に有意義な内容となりました。また、セミナーでの内容を企業内や地域に伝達することで、結婚を支援する方々を積極的に巻き込む方針が確認されるなど、結婚を応援する機運の醸成が大いに図られたと考えております。

（産前産後ケアセンターにおける妊産婦への支援について）

望月委員 主要成果説明書の76ページ、産前産後ケアセンターにおける妊産婦への支援について何点か伺います。

妊娠・出産・育児の時期は、本来、人生の中で最も幸福を感じる人が多い時期であります。一方で、核家族化や晩婚化等の進展により、産前産後の心身ともに不安定な時期に家族などの援助が十分に得られない妊産婦の方々もふえていと聞いております。こうした不安や孤立感を抱いたまま、出産・育児を行う母親を手厚く支援するため、産前産後ケアセンターが設置されたものと承知しております。

そこで、産前産後ケアセンターについての宿泊ケア事業利用者の実績などが④から⑥に記載されていますが、まずは、それぞれの事業の内容がどのようなものか伺います。

細田子育て政策課長 ④の宿泊ケア事業につきましては、出産後の育児になれない母親が授乳やあやし方など基本的な育児技術を学び、自宅に戻ってからも安心して子供と一緒に暮らしていけるようサポートをする事業です。⑤の電話相談につきましては、妊娠中のつわりや出産への不安、また、子供の夜泣きへの対応など、産前産後の母親の不安や悩みに答えられるよう、助産師による24時間365日対応の電話相談窓口を設置している事業です。この電話相談などにおきまして、精神的に不安定な状態であり、サポートが必要と考えられる方には、心理職による対面でのカウンセリングを行っており、それが⑥のメンタルヘルス相談となります。

望月委員 24時間体制で助産師さんが支援をしてくださることで、妊産婦の方も安心して子育てができると思います。

次に、本県の産前産後ケアセンターの宿泊ケア事業は、県と全ての市町村が連携して運営をしている全国でも類のない形態であると承知しております。そこで、市町村との経費負担額がどうなっているのか伺います。

細田子育て政策課長 産前産後ケアセンターの運営に係る費用につきましては、経費の2分の1を国の補助金で賄い、残りの3分の2を県が、3分の1を市町村が負担することとしております。

なお、利用する方の自己負担は1泊6,100円に設定しており、さらに、低所得世帯などの場合、減免制度を導入している市町村もございます。

望月委員 産前産後ケアセンターの事業は、安心して子供を産み育てるために非常に重要であり、なるべ

く多くの方に利用していただきたいと思いますが、利用を促進するためにどのような取り組みを令和3年度に行ったか伺います。

細田子育て政策課長 まず、全ての母親に産前産後ケアセンターの情報が行き渡るよう、妊娠の届出や母親学級など、あらゆる機会を通じて、リーフレットや携帯しやすい名刺サイズの案内カードをお渡ししながら説明をして、利用を勧めております。また、出産を控えた御夫婦などを対象に、毎月、産前産後ケアセンターの見学会を開催し、施設のPRを行っております。さらに、手続の簡素化など利用される方のニーズに応えるため、県と市町村で構成する産後ケア事業推進委員会や、その作業部会を年間を通じて開催し、よりよいサービスを提供できるよう検討をしているところで

望月委員 見学会や手続簡略化の検討などにより利用をふやしていくとのことですが、こうした産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、身体の回復や精神的な安定を図ることにより、母と子が愛情で結ばれ、家族共々健やかに生活できるよう、県全体で支援するために、今後もこの取り組みを進めていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

（農福連携の促進について）

佐野委員 決算報告書158ページ、農福連携の促進について伺います。  
農福連携において、山梨県農福連携推進事業費補助金交付要綱による初期投資に対する補助8件の実施状況について、補助事業により得られた成果などの主なものについて、その実施内容とともにお示してください。あわせて、アドバイザー派遣内容についてどのように実施されたのかなど、詳細についてお示してください。

山本障害福祉課長 まず、初期投資に対する補助の実施状況、成果についてでございます。  
1つ目は、笛吹市の創造工房くわの家のショックフリーザーの購入に対する補助でございます。ショックフリーザーとは、加熱されていない常温の食材を高速で急冷凍する冷凍機で、味の劣化やロスを防ぐことができるものでございます。事業費につきましては103万円余、補助額については50万円でございます。事業の成果としましては、事業所で栽培する農作物や農福連携農家から仕入れる農作物の鮮度を保ったまま急速冷凍ができるようになり、年間を通して一貫した作業工程を利用者に提供することができるようになったほか、出荷時期の調整による高付加価値化も可能となりました。

次に、甲州市のとしび作業所のブドウ棚の整備でございます。事業費につきましては90万2,000円、補助額45万1,000円でございます。事業の成果としましては、従来、この事業所では、野菜や桃、スモモの栽培を行っていましたが、借地により新たに栽培面積が増加したことから、そこにブドウ棚を整備することにより、高収入が見込めるシャインマスカットの栽培の基盤を整えることができました。

上記以外にも、農業を行うための圃場の整備や農機具の購入のほか、新たな農福連携商品の生産を行うための設備導入に対して補助を行っており、その結果、農家との連携以外にも、施設みずからが農業を行う農福連携や農福連携商品を製造する事業所の取り組みが活性化されてきております。

続いて、アドバイザー派遣の内容について御説明します。

この事業につきましては、料理研究家として実績のあるアドバイザーが事業所の現状や課題、取り組みたい内容などを聞き取った上で、事業所の設備や作業に関わる利用者及び社員の力量、原材料の供給体制などを考慮しながら、地域の特色を生かしつつ、市場のニーズを捉えた商品の開発を行っております。

まず、市川三郷町のリベルタでございます。農福連携農家から供給していただけるナスやトウモロコシを使って地域の特産品となるような商品を開発したいということで、トウモロコシの炊

き込み御飯、ナスを使った混ぜ込み御飯のものの開発、レトルト工場との連携やパッケージデザイン、販路について助言を行ったところです。

続いて、北杜市のぶーこっこです。自施設生産の鶏卵を使い、消費者ニーズに合った商品づくりをしたいということで、課題のあったカステラの改良、食べやすく、ギフトに適した個別包装の焼き菓子を開発したほか、自施設店舗の店内の配置を変更し、ギフトボックスの展示や商品が魅力的に見えるような陳列棚をつくったところでございます。

佐野委員 素晴らしい成果だと思います。今後も推進についてどうかよろしくお願いします。

（子どもの貧困対策の推進について）

次に、主要施策成果説明書112ページ、決算報告書108ページ、説明資料5、子どもの貧困対策の推進についてお伺いします。

子供の貧困連鎖を断ち切るためには、子供みずからが人生の道を切り開くための手助けを行う学習支援が大いに必要だと考えています。

そこで質問します。具体的な施策の方向性の大きな土台と4つの柱の中の1、教育の支援にのっとり実施された子供の学習支援について、9町村71人での実施状況とともに、どのような内容で取り組まれたのかお示してください。

篠原子ども福祉課長 この事業は、福祉事務所単位で実施していますので、県では、市福祉事務所管内を除く町村部で取り組んでいます。事業の実施に当たっては、県が委託した学習塾が、生活に困窮する家庭などの中学生や高校生を主な対象として、原則、週1回、子供の居場所を設け、無料で個々のレベルに応じた学習指導を行っております。また、日常生活や学校生活の悩み、将来の進路相談にも親身に対応しており、日常生活習慣の形成や社会性の育成にも寄与しております。

佐野委員 対象者への周知を講ずる場合には、家族や本人への配慮が必要であると考えます。この点について、どのような周知の方法でなされ、配慮がなされたのかお伺いします。

篠原子ども福祉課長 対象者への周知に当たっては、実施する町村が中心となって行っていますが、支援が必要な子供が参加できるようにするため、開催案内のチラシや広報においては、生活困窮世帯が対象になることを強調しないよう、文面等には注意を払っております。また、対象となる家庭へ個別に郵送で案内通知を発送したり、学校から対象となる生徒に直接案内するなど、家族・家庭や本人に十分な配慮を行っております。

佐野委員 令和4年3月18日、予算特別委員会の子どもの学習支援事業費についてでもお聞きさせていただきましたが、教育は未来の宝である子供たちにとって、生涯にわたり壊れることのない不変の支えとなり得るものであります。今後も施策の拡充を目指していただきたいと考えます。

（児童虐待防止対策の強化について）

最後に、主要施策成果説明書113ページ、決算報告書134ページ、児童虐待防止対策の強化についてお伺いします。

山梨県全体の過去3年間での児童虐待相談に対応した件数は、令和元年度は1,906件、令和2年度は2,108件、近年で令和3年度が最も多く2,259件であります。増加傾向にある中、令和3年度はどのように対応・対策を行ったのかについてお示してください。

篠原子ども福祉課長 児童虐待相談対応件数は増加を続けており、的確に対応していくためには、児童相談所の体制強化や関係機関との連携が必要であります。

まず、児童相談所の体制強化について、令和3年度には、児童福祉司及び児童心理司を増員す

るとともに、職員の専門性を強化し、即戦力となる人材を育成するため、新たに実践的なソーシャルワーク研修を開始いたしました。

次に、関係機関との連携につきましては、子供の命に関わる深刻な事案を防止するためには警察との連携が不可欠であることから、令和2年3月に提携した協定に基づき、虐待事案の情報共有や合同訓練などを行っております。

佐野委員 次に、児童虐待が疑われ、一時保護を行っても、保護者等の改善が見られない場合についての措置の方法をお示しください。また、そのような措置が実施された場合の過去の件数とともに、令和3年度における県の対応についてお示しください。

篠原子ども福祉課長 児童相談所は、一時保護した子供について、家庭環境の調査や社会診断、心理士診断などを行っております。その調査・診断の中で、児童虐待などの保護の要因となった事項が再発しないと認められる場合には家庭復帰となりますが、引き続きリスクが認められる児童については、児童養護施設等への入所や里親への養育委託などの措置を行うこととなります。

この措置の件数について、公表できる直近の実績は令和2年度であります。過去3カ年分を申し上げますと、平成30年度は、児童養護施設等への措置が55件、里親への委託が21件、令和元年度は、施設等への措置が52件、里親への委託が24件、令和2年度は、施設等への措置が47件、里親への委託が14件となっております。令和3年度についても、子供の最善の利益を確保するため、対象となる子供の特性や家庭環境を踏まえ、施設措置や里親委託を行っております。

佐野委員 関係機関の連携については、先ほども答弁がありました。山梨県では、全国でも先進的な幼保児童生徒への切れ目のない支援や親御さんへのワンストップ対応をこころの発達総合支援センターで提供されていると承知しています。今後も大いに推進していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## ※認第1号 令和3年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

### 討論

皆川委員 私は、認第1号議案令和3年度山梨県一般会計決算認定の件について、認定することに反対の立場から討論を行います。

決算に反対する理由は、多額の弁護士費用の専決処分によるものであります。専決処分の問題は大きく3点あります。1点目は、専決処分を行う理由は見当たらず、不適当な予算執行であったことです。2点目は、弁護士報酬が社会通念上、あまりにも過大であったことです。3点目は、訴訟代理人の選定における妥当性です。訴訟代理人を務める弁護士は、住民訴訟でも訴訟代理人となっております。令和2年11月定例会において、県が提案した和解案について、甲府地方裁判所の裁判長から「和解案の提案理由にどうして事実と違うことを書くのか」などと苦言を呈されました。

当該弁護士は、このまま住民訴訟を継続すれば、県が敗訴し、歴代知事に損害賠償請求をしなければならないとの見解を示した一方で、昨年4月に公表された中間報告書では、歴代知事に損害賠償請求責任は問えないと法解釈を数カ月で180度転換しています。

以上のことから、当該専決処分は不適当であり、当該専決処分が含まれる決算を認定することについては反対すべきものと考えております。

浅川委員 私は、認第1号議案令和3年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件について、

認定することに賛成の立場から討論を行います。

令和3年度の決算につきましては、一般会計において、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を重点的かつ継続的に実施したことなどにより、歳入歳出ともに過去最大を更新いたしました。歳入面では、実質県税や地方交付税の増加などにより、決算額は前年度に比べ54億円余の増加、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策の実施や財政調整基金への積み立てなどにより、決算額は前年度に比べ38億円余の増加となりました。この結果、実質収支は22億円余の黒字、実質単年度収支は4億円余の黒字となりました。

令和3年度、感染症への対応において、本県では、国の交付金等を積極的に活用し、患者の急増に対し、病床の確保や民間宿泊施設を活用した軽症者の受入れ事業を展開し、医療体制の充実を図りました。特に年明けの感染、第6波では、隣接都県でまん延防止等重点措置を要請する中においても、感染拡大の防止と経済の両立に向け、ホームケアなど、本県独自の取り組みを強力に進めたことは、前年度から実施しているグリーン・ゾーン認証制度と同様、全国からの注目度も高く、賞賛に値するものであります。

地方財政の将来に目を向けますと、感染症対策や物価高騰対策に加え、高齢化に伴う社会保障関係費の増加や頻発する災害に備えた県土強靱化対策の推進など、今後も財政需要は拡大するものと見込まれます。

こうした中、主要3基金については、令和3年度末残高が975億円余で、このうち、財政調整基金の残高は262億円余となっており、本県は全国21位と中位にあるものの、大規模災害の発生や経済不況などの不測の事態により生じる財政不足への対応等のため、今後も適切に基金残高を確保するとともに、財政状況を勘案して活用することとしております。

また、財政を効果的に運用するためには、事務事業の不断の見直しや経費削減を図るとともに、税の収納効率向上など、自主財源の確保とその重点的・効率的な配分に努めていくことが重要であります。

令和3年度においては、財政の弾力性を示す経常収支比率は84.5%と、前年度から8.7ポイント減少し、大幅な改善が見られ、県税の徴収率は99.1%と、前年度から0.8ポイント上昇するなど、効率的な財政運営に努めていると考えております。

執行部においては、必要な施策を議決予算の目的に沿って、いずれも適切かつ効率的に執行され、県民福祉の向上が図られているものと認められるところであります。

なお、訟務費における弁護士報酬の着手金や専決処分について御意見がありました。執行部は、令和3年2月議会での附帯決議を十分に踏まえた上で、着手金を最少にするための努力を重ねております。4月の専決処分は、その結果としてやむを得ず行われたもので、地方自治法に基づき、直後の6月議会において承認しているものであります。こうしたことから、訟務費の執行は適正であると認められます。

このようなことから、私は、この令和3年度決算につきまして認定することに賛成するものであります。

採 決 起立多数で認定すべきものと決定された。

※認第2号 令和3年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討 論 なし

採 決 全員一致で認定すべきものと決定された。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 山田 七穂